

【2023年7月号(第19号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず足元の中国経済動向について直近の経済指標をもとにお伝えします。続いて中国のFDIとODIについて現状と展望を解説いたします。また、6月1日より実施された標準契約方式による個人情報の域外移転について、及び中国における事業再編の実務と留意点をご紹介します。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス…………… P1
2. 足元の中国経済動向…………… P2
3. 中国対内外直接投資の現状と展望…………… P7
4. 標準契約の方式によるデータの域外移転について…………… P19
5. 中国における事業再編の法実務及び留意点…………… P24

発行日：2023年7月10日

2023 年 7 月

《チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス》

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	<p>ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境）</p> <p>サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）</p> <p>サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法</p> <p>マクロ経済</p> <p>・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体</p> <p>・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG</p> <p>・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI</p> <p>・エネルギー ・標準化推進 ・内需拡大</p> <p>・米国上場/香港上場 ・ロボット ・環境規制</p> <p>・知財保護 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池</p> <p>・税制改革 ・事業再編 ・労働者保護</p>		
※1 集団学習	<p>・第二十回党大会の精神の学習 (第20期第1回2022/10)</p> <p>・新時代中国特特色社会主義思想学習 (第20期第4回2023/3)</p> <p>・マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓 (第20期第6回2023/6)</p>	<p>・新たな発展構造の構築 (第20期第2回2023/1)</p> <p>・基礎研究の強化 (第20期第3回2023/2)</p>	<p>・教育強国建設の加速 (第20期第5回2023/5)</p>
※2 パブコメ	<p>・外国国家管轄免除法 (22/12/30～23/1/28)</p> <p>・食糧安全保障法(23/6/28～7/27)</p>	<p>・不正競争防止法 (22/11/23～12/22)</p> <p>・会社法(第2回目修正草案) (22/12/30～23/1/28)</p> <p>・増値税法 (22/12/30～23/1/28)</p> <p>・金融安定法 (22/12/30～23/1/28)</p> <p>・上場会社独立董事管理弁法 (23/4/14～23/5/14)</p>	<p>・商標法改正草案 (23/1/13～2/27)</p> <p>・生成AIサービス管理弁法 (23/4/11～5/10)</p> <p>・食用農産品品質安全管理 (23/5/4～6/4)</p> <p>・完成車情報安全技術要件 (23/5/5～7/5)</p> <p>・行政再審法 (23/6/28～7/27)</p> <p>・海洋環境保護法 (23/6/28～7/27)</p> <p>・愛国教育法 (23/6/28～7/27)</p>
主な公表 政策等	<p>・中国共産党定款 (22/10/22)</p> <p>・国务院機構改革方案 (23/3/10)</p> <p>・立法法 (23/3/13)</p> <p>・党と国家機構の改革方案 (23/3/16)</p> <p>・国务院工作規則 (23/3/18)</p> <p>・徴兵工作条例 (23/4/12)</p> <p>・反スパイ法 (4/27公布・7/1施行)</p> <p>・対外関係法 (6/28公布・7/1施行)</p> <p>・領事保護と協力条例 (23/6/29)</p>	<p>・内需拡大戦略計画綱要 (22/12/19)</p> <p>・企業中長期外債審査登記管理弁法 (23/1/5)</p> <p>・外資投資研究開発センターの奨励措置 (23/1/18)</p> <p>・企業中長期外債借入の審査登記手続指南 (23/2/9)</p> <p>・IPO登録管理弁法 (23/2/17)</p> <p>・独占合意の禁止に関する規定 (23/3/10)</p> <p>・経営者集中審査規定 (23/3/10)</p> <p>・対外貿易の規模維持と構造最適化の推進(23/4/25)</p> <p>・充電インフラ施設の建設の推進加速によりEV車の農村での販売と農村振興を更なる支持 (23/5/14)</p> <p>・自動車消費促進活動の展開 (23/6/8)</p> <p>・農村地域におけるNEVの普及活動の展開(23/6/15)</p> <p>・条件がある自貿区と自貿港における試験的に国際的なハイ基準の元に制度的な開放の推進 (23/6/29)</p>	<p>・データ越境移転安全評価弁法 (22/7/7)</p> <p>・国家標準管理弁法 (22/9/9)</p> <p>・公開地図内容表示規範 (23/2/6)</p> <p>・両用品目輸出管理業務の一層の強化(23/2/12)</p> <p>・個人情報越境標準契約届出ガイドライン (23/2/22)</p> <p>・インターネット広告管理弁法 (23/2/25)</p> <p>・商用パスワード管理条例(5/24公布・7/1施行)</p> <p>・出入国管理政策措置のより一層の調整・改善 (23/5/11)</p> <p>・基礎養老サービス体系の構築の推進(23/5/21)</p> <p>・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン (23/5/30)</p> <p>・知的財産権の乱用による競争の排除・制限行為の禁止(6/25公布、8/1施行)</p>

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2022/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部門から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/1以降)

足元の中国経済動向

【要約】

- 5月の経済指標は、前月比で内需（小売・生産・投資）に改善がみられたが、投資については下げ止まりという表現が相応しく、小売・生産についても力強さを欠く内容だった。低調な外需を考慮すると、5月の景気も足踏みに近い状況が続いている。
- 緩慢な景気回復のペースを受けて、企業の雇用姿勢は慎重化している。5月の若年失業率は20.8%と前月より悪化。高学歴化に伴う雇用のミスマッチ拡大も若年失業率への上昇圧力となっている。足元の景気について、政府も慎重な見方をしているが、現時点で目立った景気対策はみられず。

■ 内需は前月との比較で小幅改善も、力強さを欠く

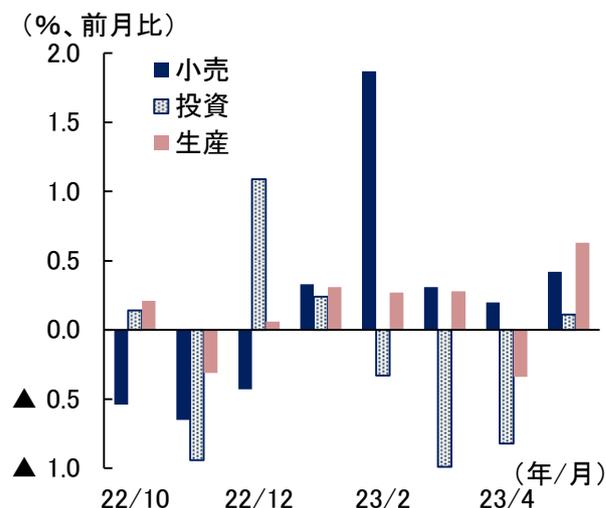
5月の経済指標は、前年同月比の伸び率が縮小もしくはマイナスとなったが、4月に続き昨年の景気低迷期の反動、すなわち前年要因が含まれる。実態的な景気の動向を把握すべく、先月と同様に、中国国家统计局が発表する季節調整済の前月比（以下、「前月比」）と、2021年対比での平均成長率の推移を手掛かりに振り返りたい。

図表1 主要月次指標（前年比）



（注）投資は公表済累計伸び率より単月実績を計算
（資料）中国国家统计局、CEIC

図表2 主要月次指標（前月比）



（注）中国国家统计局による季節調整値
（資料）中国国家统计局、CEIC

※ 前年要因を排除するために2021年と比較する。ただし、ベースとする2021年も新型コロナウイルスによる経済指標への影響が無いわけではなく、2021年対比の平均成長率を用いる分析も実勢をとらえるには完全とは言えない点には留意が必要。

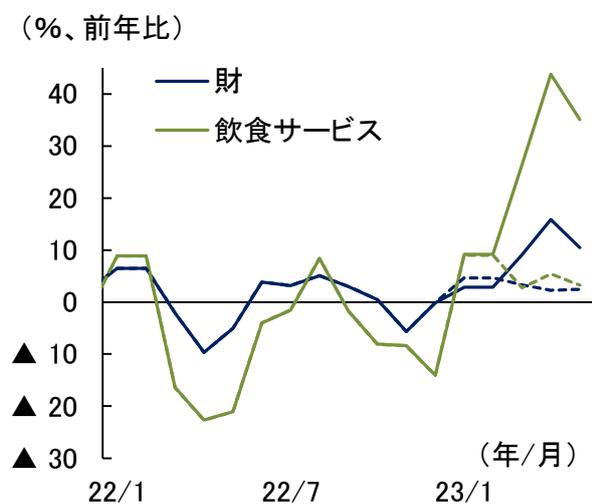
小売売上高は前年同期比+12.7%（前月：同+18.4%）と二桁の伸びとなったが、前月比では+0.4%と前月（同+0.2%）より小幅な加速にとどまった（図表1・2）。図表3に示す内訳の通り、財が前年同月比+10.5%、飲食サービスは同+35.1%を記録したが、実態に近い2021年比の平均成長率では、財の伸び率がわずかに改善する一方、飲食サービスは減速した。年始以降の感染収束に伴い飲食サービスはリベンジ消費的な後押しも加わり拡大基調が続いていたが、こうした一時的な押し上げ効果は剥落しつつある。

小売売上高と連動するように、鉱工業の生産活動を示す工業付加価値生産額は前月比+0.6%（前月：同▲0.3%）と改善がみられ（図表2）、一方でサービス業生産指数は低下した。先の小売統計には、サービス業には飲食しか含まれないが、宿泊、運輸、IT・金融等を含むサービス業生産指数は、2021年比の平均成長率で、小幅な減速（前月：+3.2%→今月：+3.0%）にとどまった。そのため、（水準こそ高くないが）4月から5月への推移より、サービス業全体で足踏み感が強まっているわけではなさそうだ（図表4）。

固定資産投資は、前年同月比では+2.2%（前月：同+3.9%）と減速したが、季節調整済の前月比では+0.1%（前月：同▲0.6%）とマイナス圏は脱した。ただし、2~4月までは前月比で縮小しており、今月の改善幅も限定的であることから停滞感は否めない（図表1・2）。内訳を、2021年比の平均成長率でみると、図表5に示す通り製造業・インフラの伸び率は改善するも、不動産についてはマイナス幅が拡大しており、投資活動の足かせとなっている。不動産については、不動産販売面積や不動産デベロッパー向け銀行貸出といった主要指標が、（感染拡大により停滞した）前年同月の累計実績を下回る状況が続いている。

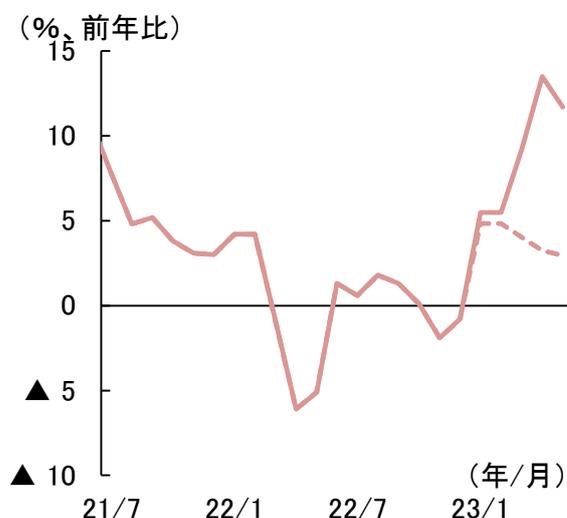
以上より、5月の経済統計（内需）を総括すると、前月比でみて内需にかかる指標（小売・生産・投資）には改善がみられた。ただし、投資についてはマイナス成長が続いていたことから、改善よりも下げ止まりという表現が相応しく、小売についても、コロナ禍前（2019年）の前月比の単純平均（+0.69%）と比較して力強さに欠ける。4月の経済統計では緩慢な景気回復のペースを確認したが、そうした足踏みに近い状況が5月も続いているといえよう。

図表3 小売売上高（財・飲食サービス）



（注）点線部分は2021年比の平均成長率
（資料）中国国家統計局、CEIC

図表4 サービス業生産指数



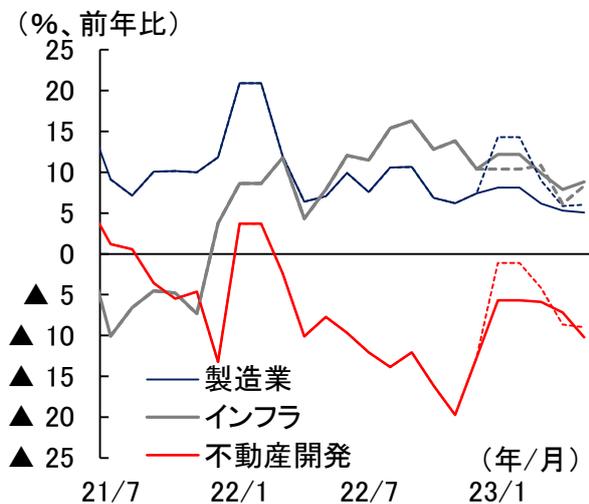
（注）点線部分は2021年比の平均成長率
（資料）中国国家統計局、CEIC

■ 外需は想定通りの弱含み

5月の輸出入（財、名目米ドル建）は、それぞれ前年同月比▲7.5%（前月：同+8.5%）、同▲4.5%（前月：同▲7.9%）となった。弊社による季節調整値では、輸出が前月比▲4.5%（前月：同▲4.8%）、輸入は同▲1.1%（前月：同▲0.1%）といずれも減少が続く（図表6・7）。

減少幅の大きい輸出については、年末年始の感染拡大による生産・物流停滞の反動増が春先にかけて出ており、そうした一時的な要因の剥落を反映したとみられる。そのため、特定の国・地域、品目の減少に起因するわけではなく幅広い分野で低下がみられた。また、一時的要因によるブレが相応にあるため断定はできないが、欧米の景気減速による影響も考えられる。欧米経済の先行きが弱含むことを踏まえれば、中国の輸出も、今後下押し圧力がかかりやすい。

図表5 固定資産投資



（注）公表済累計伸び率より単月実績を計算。
点線部分は2021年比の平均成長率
（資料）中国国家統計局、CEIC

図表6 財輸出入（名目米ドル建、前年比）



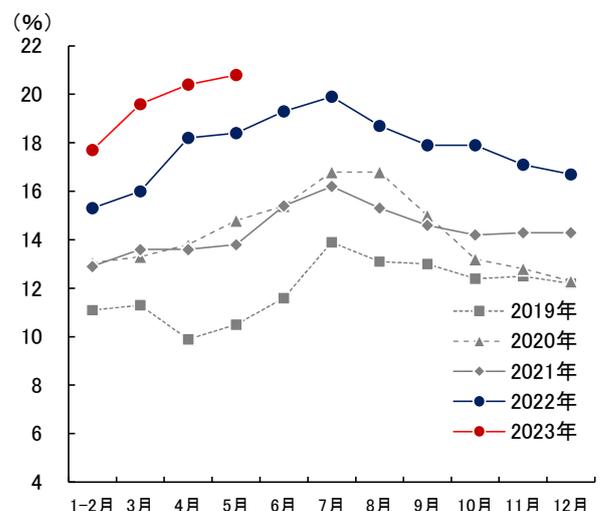
（資料）中国海関総署、CEIC

図表7 財輸出入（名目米ドル建）



（注）みずほ銀行（中国）による季節調整値
（資料）中国海関総署、CEIC

図表8 調査失業率（若年、都市部）



（注）若年は16～24歳
（資料）中国国家統計局、CEIC

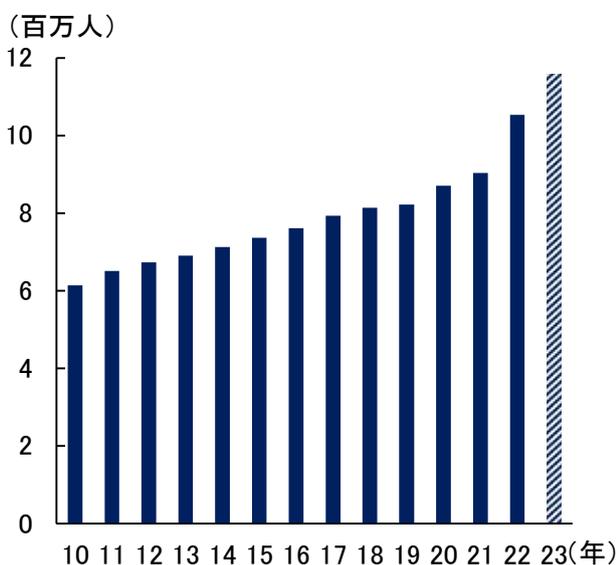
輸入は、季節調整値の推移では 2022 年初以降、緩やかな減少トレンドが続いており、力強さを欠く内需を反映する状況は変わっていない。

■ 雇用環境は若年層にしわ寄せ

景気回復ペースが緩慢な状況をうけて、企業の雇用姿勢は慎重化している。5月の若年（16～24歳）失業率（都市部）は20.8%と前月より悪化した。失業率（都市調査失業率）全体では5.2%と前月と同水準ながら、若年失業率は高止まりしている（図表8）。日本のような新卒一括採用の雇用慣行のない中国では、雇用姿勢の慎重化によるしわ寄せが若年層に表れやすい。

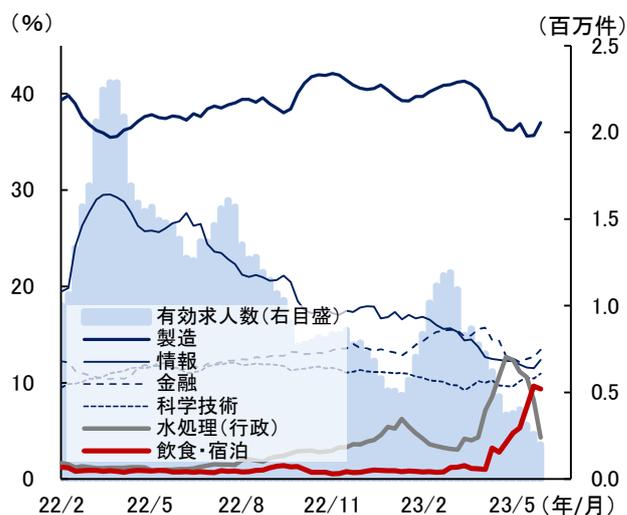
他方、およそ100都市をサンプルとした求人倍率（求人数÷求職者数）は、2022年末時点で1.46倍と1倍を超えていることから、雇用のミスマッチ、つまり、求職者の就きたい職業と求職のある職業の間のギャップも若年失業率の押し上げ要因と考えられる。こうしたギャップは、一般的に社会の高等教育が進むほど生じやすく、2019年以降、大学専科（日本の短大や専門学校に相当し、通常は3年制）の定員を拡充し2022年より卒業生数が増加した（図表9）ことから、足元では以前より雇用のミスマッチが発生しやすい状況にある。サービス業の持ち直しをうけて、4月以降、労働集約型である飲食・宿泊業の求人は増加する一方、若年失業率に改善がみられないことは、このミスマッチを示唆する（図表10）。中国教育部によれば、大学・大学専科以上の高等教育機関の卒業生数は今年1,158万人と昨年より82万人増加すると見込まれ、来月以降も若年失業率への上昇圧力は緩みにくい。

図表9 高等教育機関の卒業生数



（注）2023年は予測値、大学・大学専科以上の卒業生数
（資料）中国教育部

図表10 有効求人数（業種別シェア）



（注）左軸は、総有効求人数に占める主要業種別の割合を示す。

（資料）Revelio Labs, Inc.、CEIC

※ Bloomberg「中国国務院、EV購入奨励策の延長促す—新エネルギー車の需要喚起」（2023年6月2日）

■ 雇用政府の景気認識も慎重、景気刺激策は？

停滞する景況感や雇用環境を背景に、景気対策の実施を期待する声も聞かれる。6月2日に実施された国務院常務会議では、足元の景気について「国内経済の回復基盤はまだ強固ではない」と表現し、新エネルギー車市場の成長・発展に触れたことから、購入時の補助金等、関連政策実施の可能性を伝える報道もみられた。その後、8日には商務部より自動車販売促進にかかる通知が出されており、①都市部での自動車販売の促進、②農村部における新エネルギー車の普及を狙う内容となっているが、概ね過去の政策の延長線上にある内容にとどまり、景気浮揚効果は限定的とみられる。

このほか、調整局面が続く不動産市場については、山東省青島市が6月1日に不動産購入時の頭金規制の緩和等を発表するなど、一部の地域で需要を喚起する動きがみられる。ただし、こうした政策は昨年11月の16項目にわたる不動産産業に対する包括的支援パッケージ（金融による不動産市場の安定的で健全な発展のサポートを徹底する通知）がベースとなっており、新しい政策というより追加策といった位置付けにあらう。

足元の政策動向を踏まえると、実質 GDP 成長率 5%前後という（前年要因を踏まえれば）高いとはいえない目標もあり、政府は景気回復に対して盤石ではないという認識は持ちつつも対策を焦らず、景気を慎重に見定めているようにもみえる。また、景気刺激策が出されたとしても、コロナ禍での対策内容を踏まえれば、分野や対象を特定する、いわゆる「的を絞った」対策が中心と想定される。政府の景気動向への見方、判断には引き続き注目したい。

以上

中国の FDI と ODI の現状と展望

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
T e l : 03-5220-8729

【 要約 】

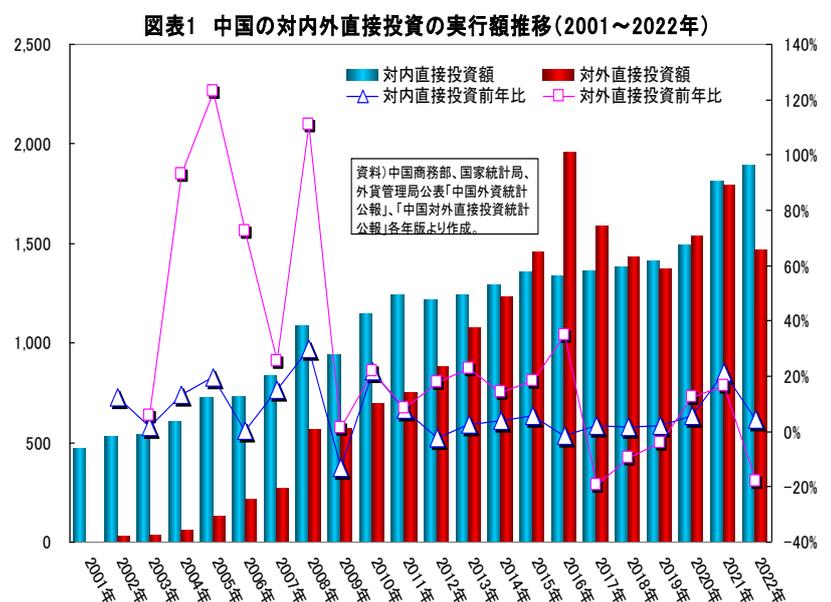
- 中国は現在世界第 2 位の FDI 受け入れ国であり、世界第 3 位の ODI 実施国となっている。
- 改革開放から 40 年以上、WTO 加盟から 20 年以上経過した中で中国は製造業を中心に多くの外国投資と企業を誘致したことで東部沿海地域を中心に高度な産業集積とサプライチェーンが形成された。
- 「一帯一路」戦略を含め、金融危機以降、積極的な対外投資を進めている。
- 中国の産業の集積、サプライチェーンの充実、巨大な中国市場は外資企業にとって大きな魅力である一方、地政学戦略やサプライチェーンの再構築といった観点は企業の喫緊の課題。
- いずれにしても現状の変更には相応の時間を要すると思われる。

1. はじめに

2001 年末の WTO 加盟から 22 年、1978 年末の改革開放から 45 年を経た中国において、外国からの直接投資（FDI）と中国からの対外直接投資（ODI）は共に大きな発展を果たしてきており、また昨今の国内外の政治・経済情勢、社会・産業構造及び国際関係などの変化によって両者（FDI と ODI）に対する関心も、今まで以上に強くなっている。その背景には、地域・国境を越える直接の資本流動には、地政学上の合理的な適地選択と、多国籍企業においては特にサプライチェーンの安定かつ合理的な配置がこれまで以上に求められるようになってきたことが挙げられよう。

本稿も可能な限りこの点に留意しつつ政府の関連政策を整理したうえで、中国における内外直接投資の現状及び今後の企業の投資行動を概観してみたいと思う。

衆知の通り、中国における FDI と ODI は共にここ 20 年余りにおいて大きく伸びてきたが、対外直接投資（ODI）は、先行していた対内直接投資（FDI）に対して後発であったが、2015 年にはついに FDI を超えた規模（1,456.7 億ドル）に達し、2016 年には最高記録の 2000 億ドル（1961.5 億ドル）を記録した。以降は FDI と同等かもしくはそれ以下の勢いで推移している（図表 1）。

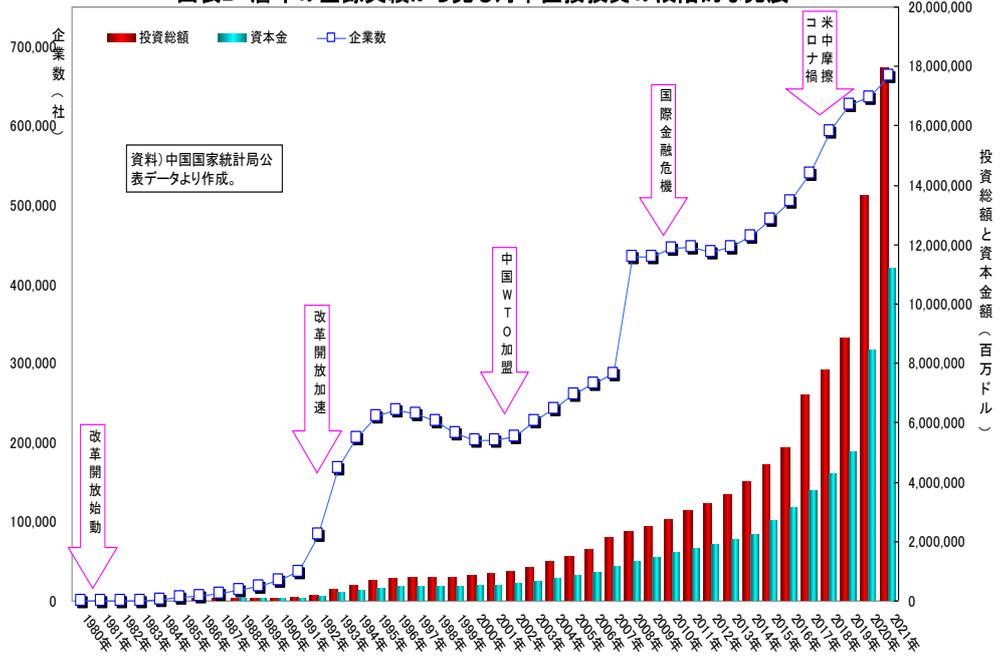


2021年現在世界第2位のFDI受け入れ国と世界第3位のODI実施国となっており、国際収支上バランスが取れる形で資本移動行われている。

まず、外国対中直接投資に目を転じると、概ね安定的な拡大を続けてきたことが見て取れ、中国は改革開放の45年において大量の外国資本と外国企業を受け入れてきたことは明らかである。

このことを図表2の暦年の登録実績ベースの投資総額・資本金及び企業数で見るとより鮮明に確認できる。またこれにより中国における産業集積と企業クラスターの発展が多く見られ、いわゆるサプライチェーンの主たる部分の構築と形成が大きく進んだと言える。70年末の改革開放の始動から1992年の改革開放の加速（鄧小平氏の「南巡講話」）、2001年の中国WTO加盟、2008年の国際金融危機、そして2018年の米中貿易摩擦、2019年の新型コロナウイルスを経ても中国のFDIが基本的に安定かつ順調な増加を長期的に持続してきたと言える一方、米中貿易摩擦とコロナ禍についてはまだ現在進行形であり、その意味で中国のFDIはODIと共に、今後の動向を注視していく必要がある。

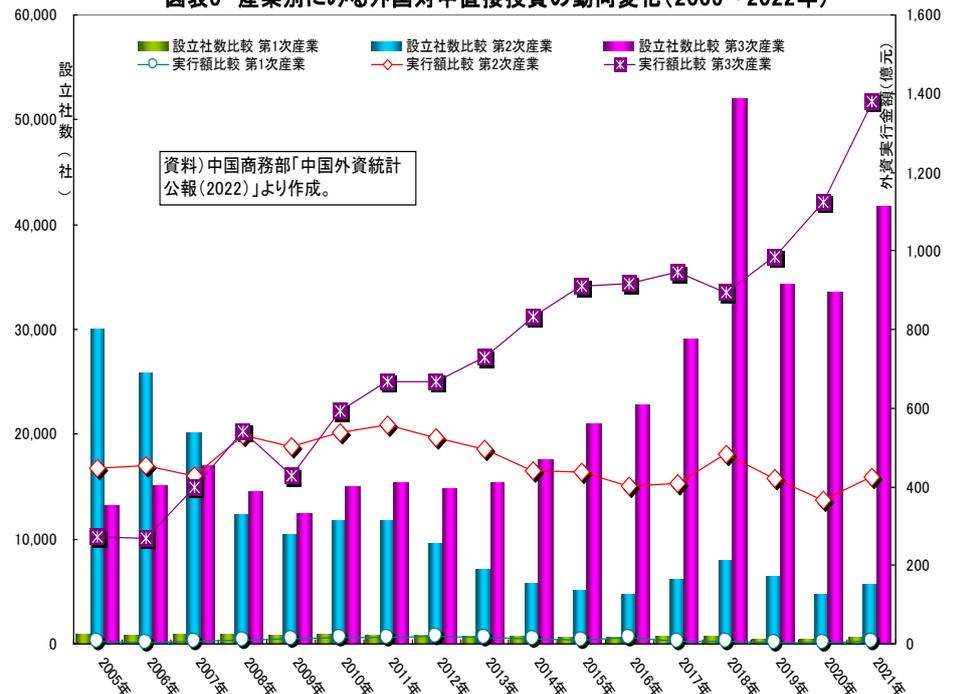
図表2 暦年の登録実績から見る対中直接投資の段階的な発展



2. 製造業主体のFDIの拡大と中国経済のグローバル化発展

中国に産業の集積やクラスターが発展できたのはやはり当初から外資系企業が製造業への投資を行ってきたことによるところが大きい。図表3を見る限りにおいて国際金融危機以降製造業を主とする第2次産業への投資は大きく目減りするようになったが、それまでには製造業主体の第2次産業へのFDIが長く主流を占めており、様々な製造

図表3 産業別にみる外国対中直接投資の動向変化(2005~2022年)



分野の外国直接投資が受け入れられてきた。

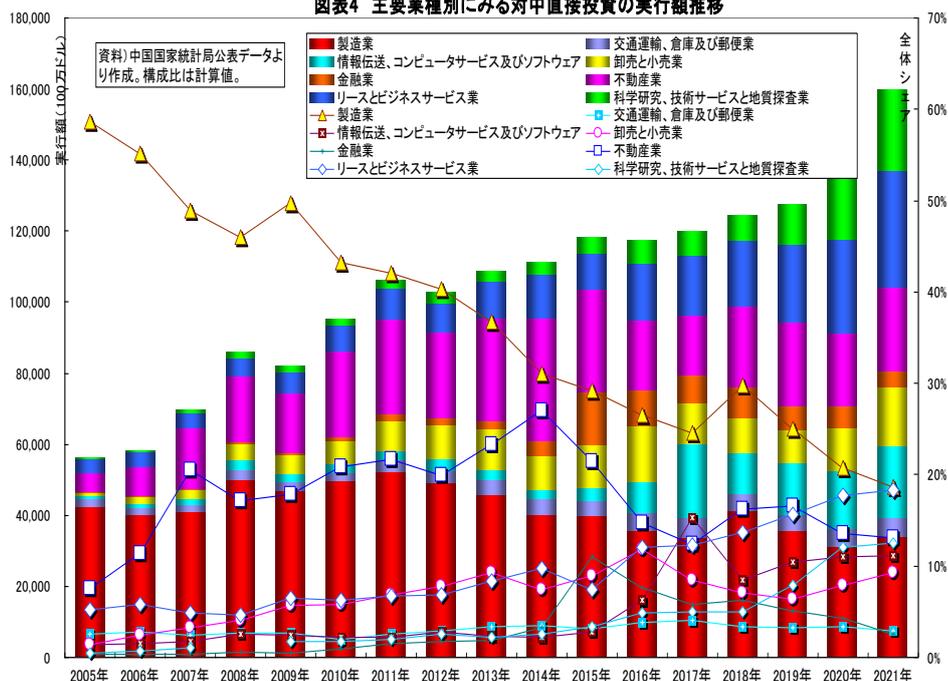
図表4は主要業種別の対中直接投資の実行額を見ているが、製造業への投資額が2011年をピークに下がり続けてきた(2018年は特殊要因)。同様に全体における製造業のシェアも低下し続けてきているものの、2020年に至るまで最大シェアの20%を超えており、2021年にはついにこれまで2位のリースとビジネスサービス業と同等となった。

製造業への投資減少が続く代わりに科学研究、技術サービスと地質探査業や情報伝送、コンピューターサービスおよびソフトウェア分野への投資が近年顕著に増加しており、中国の産業高度化に利する戦略的新興産業分野への投資が新たなトレンドとなり、中国の政府奨励策を受けて現地のハイエンドの人材やデータ資源を活用して新たな事業開拓やサプライチェーン構築の動きをうかがわせている。無論リースとビジネスサービス業や不動産業、小売業が上位の投資分野であり、金融業と交通運輸・倉庫および郵便業なども比較的投資額の大きい分野であり、これらの産業の多くはサプライチェーンの構成にかかわるものとなっている。

図表5は2017年以降のFDI受け入れ地域の実績を見比べたもので、これにより中国のFDIは2021年においても基本的に中国の東部沿海地域へ過度に集中していることが読み取れる。中西部の地域振興策の強化や経済成長の加速などにもかかわらず東部地域の投資シェアが84%程度

で高止まっており、外資の東部地域への偏在・集中はすでにロックイン効果として働いており、地域発展の不均衡や生態環境負荷及び労働力不足などの問題が懸念されるが、簡単に解決できるものではないであろう。一方、外資企業にとってやはり沿海地域への集中と集積によるメリットの方がより大きく、簡単に中西部への移転、新設は難しいと言える。これ自体地政学に通ずる経済地理学の問題であり、輸送費・物流コストが最も重要な要素条件として考慮されるであろう。その意味でも全体です

図表4 主要業種別にみる対中直接投資の実行額推移



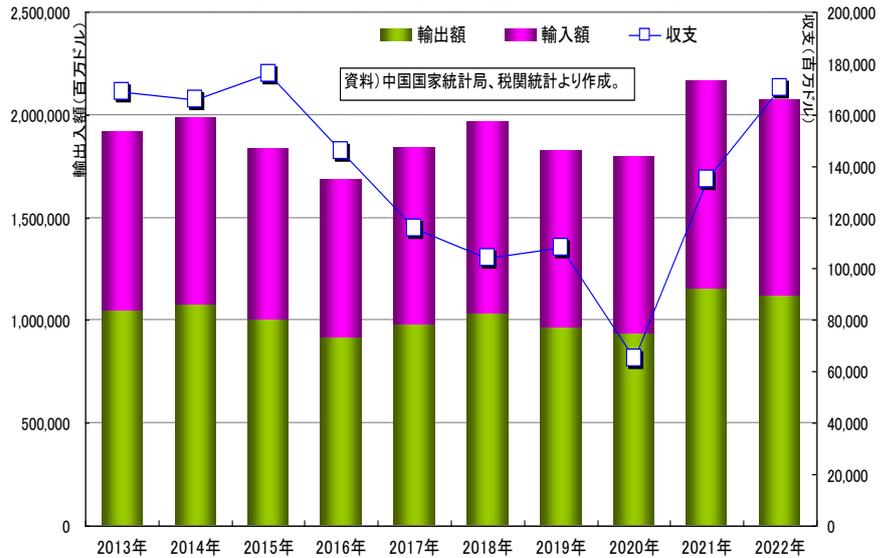
図表5 地域別にみる外国対中直接投資の実行金額の推移(2017~2021年)

年次/項目	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
	投資額 (億ドル)	構成比 (%)								
東部地域	1,145.9	84.1	1,153.7	83.4	1,191.1	84.3	1,275.4	85.4	1,526.8	84.4
中部地域	83.1	6.1	98.0	7.1	97.3	6.9	88.2	5.9	111.6	6.2
西部地域	81.3	6.0	97.9	7.1	92.9	6.6	80.1	5.4	96.4	5.3
関係部門	52.8	3.9	33.4	2.4	30.9	2.2	49.7	3.3	74.7	4.1
合計	1,363.1	100.1	1,383.0	100.0	1,412.2	100.0	1,493.4	100.0	1,809.5	100.0

資料)中国商務部「中国外商投資報告2022」より作成。関係部門は銀行、証券、保険分野への投資額を含む。

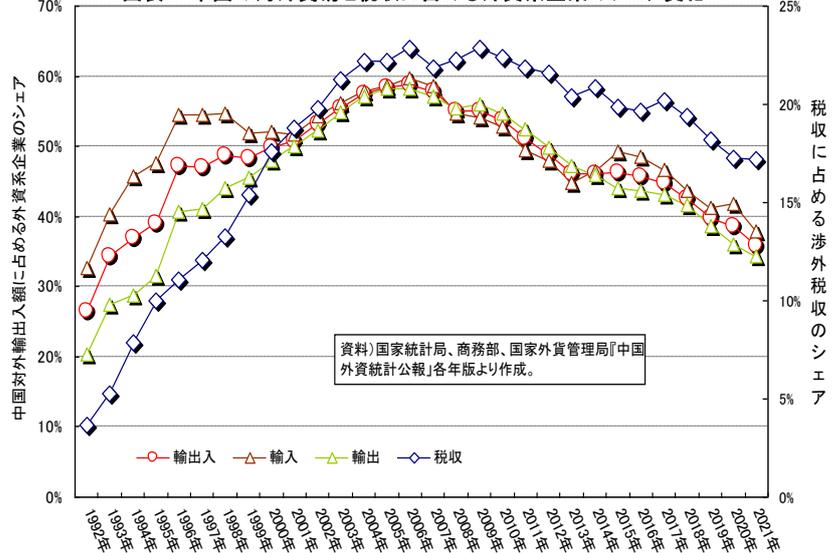
で中国工業の大きな割合を占めている外資系企業の生産だけでなく輸出入の動向も東部沿海地域ほど無視できないものになっている。図表6は2013年から昨年までの輸出入額の推移を示しているが、コロナ禍の続いた直近2年はこれまで以上に業績拡大がしていることが見て取れ、これ自体中国が製造業のサプライチェーンの中核にあることを伺わせている。

図表6 中国における外資系企業の輸出入額の推移



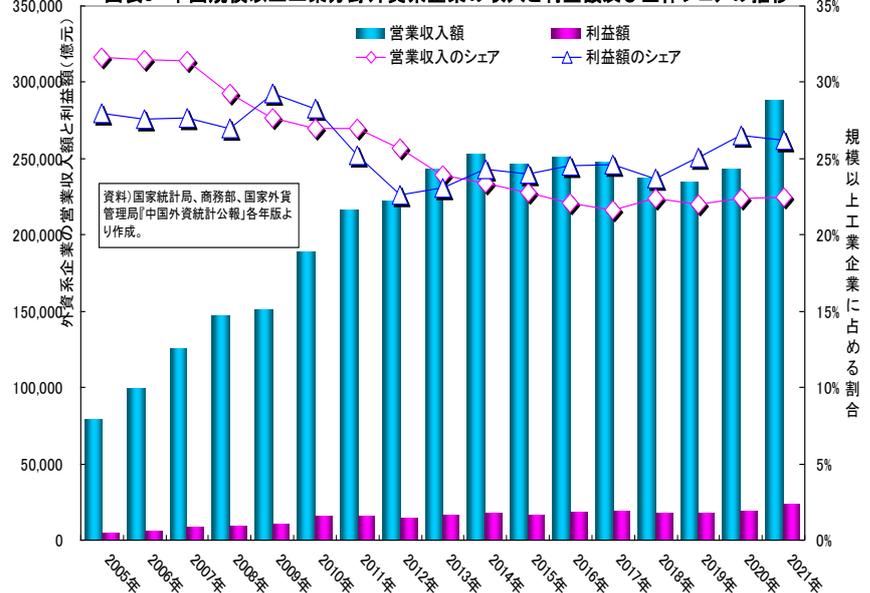
図表7は中国の対外輸出入貿易と税収に占める外資系企業の割合を示しているが、2006年をピークに輸出入に占める外資系のシェアが60%に近い高い水準から漸減してきたが、2018年まで40%以上に保ってきており、2021年でも35%以上（輸入は37.9%）にとどまっている。税収に占める外資系のシェアについては、優遇措置の適用などにより最大時も23%（2006年と2009年）程度であったが、漸減していながらも2021年には17.2%を維持している。

図表7 中国の対外貿易と税収に占める外資系企業のシェア変化



また図表8は一定規模以上の工業分野の外資系企業の営業収入と利益額及びその全体シェアの推移を見たものであるが、全体シェアは国際金融危機前の約3割程度から低下しつつも直近まで2割以上の水準を維持しており、特に利益額のシェアは営業収入のシェアを大きく上回っている（2021

図表8 中国規模以上工業分野外資系企業の収入と利益額及び全体シェアの推移



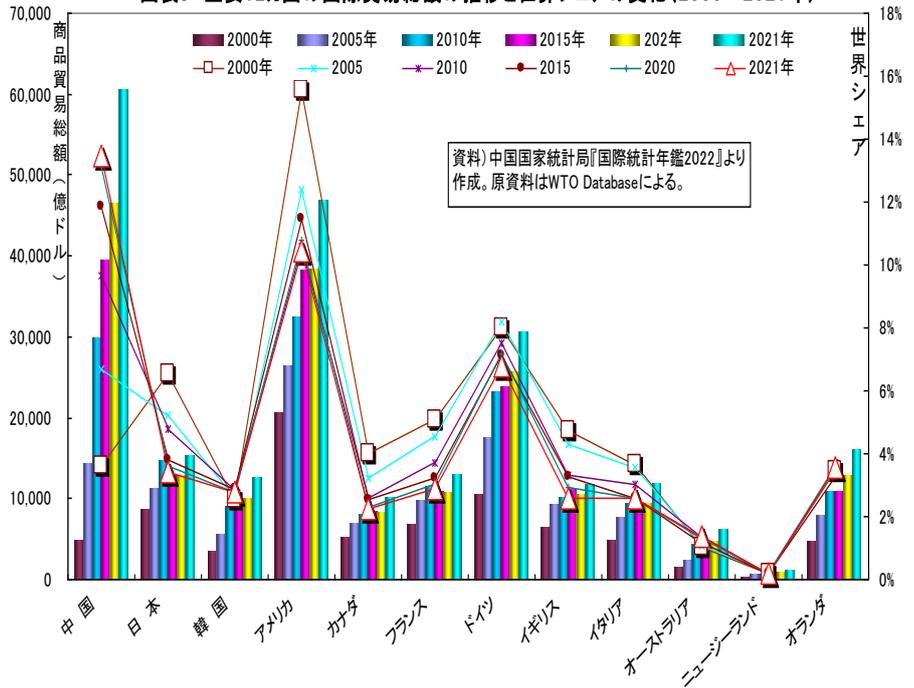
年は26.2%)。

これらのデータは中国のFDIはすでに中国の対外貿易と産業および税収に大きなプレゼンスと役割を占めていることを端的に裏付けているだけでなく、外資系企業の活動がすっかり中国の経済産業活動に組み込まれており、それこそ中国がすでに長期的に産業チェーンやサプライチェーンの重要な組成部分を担っていると言えよう。この点については中国の産業界や中央・地方政府も重く見ていることも確かである。

特に図表9に示す主要12国の国際貿易総額と世界シェアの推移から中国の変化ぶりが突出していることが見て取れ、2015年にアメリカを抜いて世界最大の貿易国となり、そしてその貿易額の3割強を外資系企業が担っているのが実態である。図表10の12か国の対内外直接投資(FDIとODI)の推移

変化においても、中国のFDIの増加ぶりが注目される(2000年の3%から11.4%に拡大)一方、最大のアメリカの半分に届いていないものの世界第2位であり、現状の中国の経済地位に相応するものであろう。なお、中国のODIは2001年の世界シェア3%から2021年の8.5%になったが、米国の約3分の1程度でドイツの8.9%及び日本の8.6%と僅差であるので、世界3位の水準にあると言われている。

図表9 主要12カ国の国際貿易総額の推移と世界シェアの変化(2000~2021年)



資料)中国国家统计局『国際統計年鑑2022』より作成。原資料はWTO Databaseによる。

図表10 主要12カ国の対内外直接投資(FDIとODI)の推移と世界シェア変化比較

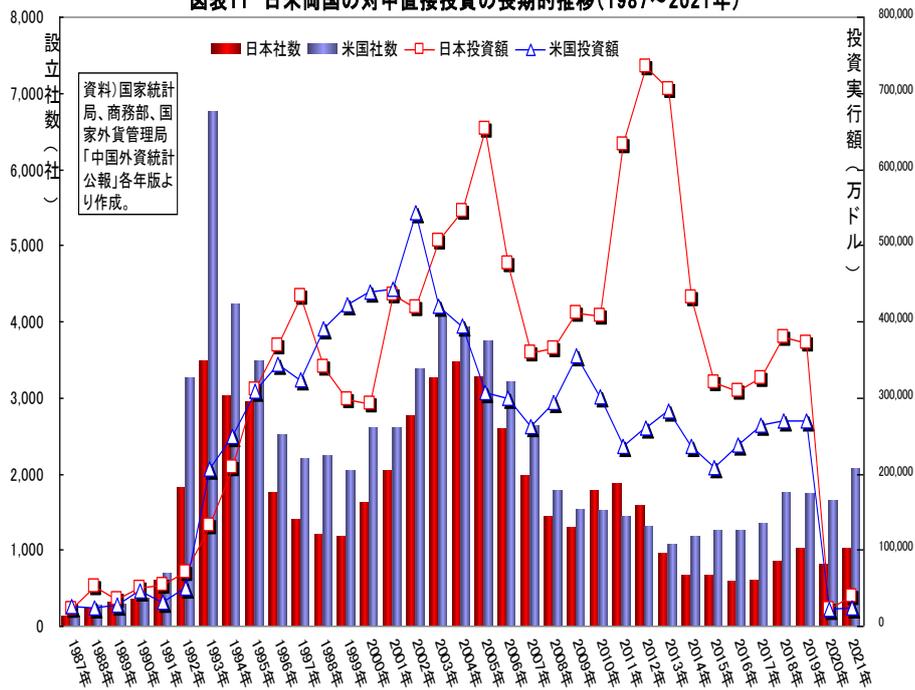
項目区 国・地域	FDI実績(億ドル)			ODI実績(億ドル)			FDIの世界シェア			ODIの世界シェア		
	2000年	2010年	2021年	2000年	2010年	2021年	2000年	2010年	2021年	2000年	2010年	2021年
中国	407	1,147	1,810	9	688	1,452	3.0%	8.2%	11.4%	0.1%	4.9%	8.5%
日本	83	-13	247	316	563	1,468	0.6%	-0.1%	1.6%	2.7%	4.0%	8.6%
韓国	115	95	168	48	282	608	0.8%	0.7%	1.1%	0.4%	2.0%	3.6%
アメリカ	3,140	1,981	3,674	1,426	2,778	4,031	23.1%	14.2%	23.2%	12.3%	20.0%	23.6%
カナダ	668	284	597	447	347	899	4.9%	2.0%	3.8%	3.8%	2.5%	5.3%
フランス	275	139	142	1,620	482	-28	2.0%	1.0%	0.9%	13.9%	3.5%	-0.2%
ドイツ	1,983	656	313	571	1,255	1,517	14.6%	4.7%	2.0%	4.9%	9.0%	8.9%
イギリス	1,153	582	276	2,327	481	1,077	8.5%	4.2%	1.7%	20.0%	3.5%	6.3%
イタリア	134	92	85	67	327	118	1.0%	0.7%	0.5%	0.6%	2.3%	0.7%
オーストラリア	142	368	251	29	198	92	1.0%	2.6%	1.6%	0.2%	1.4%	0.5%
ニュージーランド	14	-1	35	6	7	-19	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.1%
オランダ	639	-72	-811	756	684	289	4.7%	-0.5%	-5.1%	6.5%	4.9%	1.7%
12国小計	8,752	5,259	6,785	7,622	8,091	11,503	64.5%	37.8%	42.9%	65.6%	58.1%	67.4%
世界	13,567	13,909	15,823	11,625	13,921	17,076	100%	100%	100%	100%	100%	100%

資料)中国国家统计局『国際統計年鑑2022』より作成。原資料はUNCTAD FDI Databaseによる。注)2021年の中国のODI金額と世界シェアは日本と僅差になっているので中国が第3位のODI国と言われることも見られる。

3. 地政学、サプライチェーンの視点にみる中国の FDI と ODI の発展と課題及び対策

ここで中国の FDI の主な由来国の動向を見ることで、いわゆるサプライチェーンの動向変化を間接的に考察してみよう。衆知の通り、中国の FDI は ODI においては従来より香港が重要な役割を担ってきているが、香港を除く純粋な FDI の由来国は日米両国が大きなシェアと重要な地位を占めており、まず日米両国の対中投資の長期的推移を図表 11 から見てみよう。冒頭図表 2 に示す傾向とほぼ同様に、1992 年の改革開放の加速、2001 年の中国 WTO 加盟、2008 年の国際金融危機を契機に両国とも対中投資の実行額と設立社数が 3 つの大きなピークを経ってきた。

図表 11 日米両国の対中直接投資の長期的推移(1987~2021年)



2015 年以降にも投資の波が来ていたが、2018 年には米中貿易摩擦を背景に投資実行額が大きく下振れに転じた（設立社数についてはあまり影響されずにコロナ禍の中でも増加する傾向を保っている状況である）後、2021 年には底を打って増加に転じている。米中摩擦とコロナ禍において投資額の大きい案件が一時見送られたことによる影響と思われる。では続いて日米以外の主要投資国・地域の対中投資について図表 12 を中心に確かめてみよう。

2000 年~2021 年における中国への FDI の実行額と設立社数に占める EU 諸国とアセアン諸国のシェア

アで見ると、アセアンのシェア変化はそれほど見られないことに対して、EU のシェア変化は直近の 2020~21 年までは明確な縮小が見受けられ、前述の日米の場合と似ているところがあると思われる。つまり、コロナ禍による投資の先送りに加え、米中のデカップリングや脱中依存、サプライチェーンの移転再建などが言われる中で企業の投資動向に影響があったとすることも要因の一つと推察される。

図表 12 投資由来国・地域にみるEUとアセアン諸国のシェア変化

年次	新設企業合計数(社)	EUの社数比率	ASEAN社数比率	外資実行額合計(億ドル)	EUの実行額比率	ASEAN実行額比率
2000年	22,347	5.1%	4.9%	407.1	11.0%	7.0%
2001年	26,140	4.6%	4.7%	468.8	8.9%	6.4%
2002年	34,171	4.4%	5.1%	527.4	7.0%	6.2%
2003年	41,081	5.1%	5.6%	535	7.4%	5.5%
2004年	43,664	5.6%	5.6%	606.3	7.0%	5.0%
2005年	44,019	6.5%	5.3%	724.1	7.2%	4.3%
2006年	41,496	6.3%	5.3%	727.2	7.5%	5.0%
2007年	37,892	6.6%	5.1%	835.2	4.7%	5.3%
2008年	27,537	7.0%	4.8%	1083.1	4.7%	5.0%
2009年	23,442	6.4%	4.5%	940.6	5.5%	5.0%
2010年	27,420	5.8%	4.4%	1147.3	4.9%	5.5%
2011年	27,717	6.0%	4.2%	1239.9	4.3%	5.6%
2012年	24,934	6.4%	4.2%	1210.7	4.4%	5.8%
2013年	22,819	6.3%	4.5%	1239.1	5.3%	6.7%
2014年	23,794	6.3%	4.5%	1285	4.9%	4.9%
2015年	26,584	6.4%	4.3%	1355.8	4.8%	5.6%
2016年	27,908	6.0%	4.1%	1337.1	6.6%	4.9%
2017年	35,662	5.1%	3.5%	1363.2	6.1%	3.7%
2018年	60,560	4.0%	2.8%	1383.1	7.5%	4.1%
2019年	40,910	6.9%	5.3%	1412.3	5.2%	5.6%
2020年	38,578	4.4%	4.9%	1493.4	3.8%	5.3%
2021年	47,647	4.4%	4.5%	1809.6	2.8%	5.8%

資料)中国商務部公表データより作成。

こうした事態は中国政府が当然憂慮・懸念するようになり、近年に打ち出された関連の外資保護、貿易安定化の諸政策（図表 13 の後段）もそれを物語っている。なお、同図表より中国の FDI に関する政策の大きな変化が読み取れる。

1980 年代当初の広東省における外資誘致特別区の建設からそれ以降の開発区や工業団地および自貿区 (FTZ) などを中心に外資誘致のレベルアップと政策強化が長期的に進められ、直近では特に外資制限分野の大幅な削減と、より高いレベルでの対外開放と外資受け入れ政策を講じている。これらもいわば中国としてのサプライチェーン安定化対策そのものであり、中国、外資系企業いずれにとっても重要な意義があるであろう。

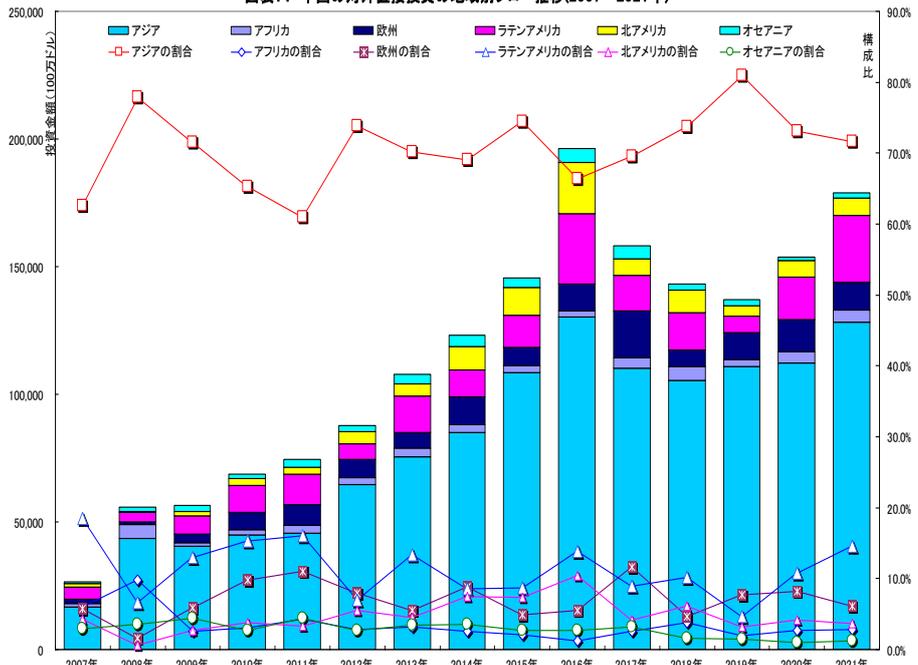
次に中国の対外直接投資 (ODI) の動向を概観する。図表 14 の中国 ODI の地域的な展開動向を見ると、中国の ODI が主にアジア地域を最大の投資先として展開されており、その次は中南米と欧州で、さらに北米とアフリカが続く。アジア地域は全体の 7 割以上を占めており、中南米は 10%以上、欧州は近年 10%を割り込んでいる。北米は 10%を超えた年も (2015 年) 見られたが、のちに大きく低下している。中国の ODI の地域的な展開に関して「一帯一路」地域への投資が特筆されること

図表13 中国における外資導入政策の展開動向(主要な政策・法令)

No. 時間(年月)	政策・法令名称	政策・法令の主旨・概要
1 1980年8月	広東省経済特区条例	特区の企業所得税率は15%で、本条例公布後2年以内に投資して設立した企業、あるいは投資額が500万ドル以上の企業、あるいは技術性が比較的高く、資金回転期が比較的長い企業に対して特別優遇付与
2 1983年9月	外資利用事業の強化に関する指示	税制の緩和、国内市場の一部提供、設備輸入制限の緩和などの面で外資企業に明確な優遇政策を提起
3 2006年11月	外資利用“十一五”計画(2006~2010年)	初めての外資利用促進の5か年計画として外資利用戦略の方向転換(「量から質へ、成長から環境へ」)を明示し、知財保護の強化、独禁法の早期公布に加え外資による国家安全に係わる業界・企業への影響に対する審査と管理の強化や国家安全と経済生活に関する戦略的な業界・企業の管理
4 2014年11月	税収などの優遇政策の整理・規範に関する国務院の通知	既存の各種税収等の優遇政策を全面的に整理すると同時に、税収政策制定の権限を統一し、非税等の取入管理を規範化し、財政支出管理を厳格化する等の面から各種税収等の優遇政策を確実に規範化することを要求
5 2017年1月	対外開放の拡大と積極的な外資利用の若干措置に関する国務院の通知	対外開放を更に拡大し、公平な競争環境を更に創造し、外資の誘致を更に強化するための具体的措置を提起。また開放発展理念を指導とし、新たな高水準の対外開放を推進することなどを強調
6 2017年8月	外資の増長促進の若干措置に関する国務院の通知	外資参入制限の更なる削減、財政・税制支援政策の制定、国家級開発区の総合投資環境の整備、人材出国の便利化、ビジネス環境の最適化など
7 2018年8月	外資を積極的に有効利用し、経済の高品質発展を推進する若干の措置	市場参入を大幅に緩和し、投資自由化レベルを向上させ、投資促進の強化と資金導入の品質とレベルの向上、投資保護レベルの向上、高標準投資環境の整備、地域の開放配置の最適化及び外資の中西部地域などへの投入を誘導する。国家級開発区の革新向上推進などを提起
8 2019年11月	国務院の外資利用業務の一層の向上に関する意見	対外開放の深化、投資促進の強化、投資円滑化改革の深化、外商投資の合法的權益保護の4つの方面から20条の政策措置の実施、行政サービスの簡素化と規制緩和と改革の持続的推進、外資利用事業の更なる推進、外資規模の安定可化と外資構造の最適化などを提起
9 2020年7月	更にビジネス環境を最適化し、より良く市場主体にサービスするための実施意見	投資建設の利便性を持続的に向上させ、企業の生産経営審査と条件を簡素化し、外資貿易環境を最適化し、就業創業の敷居を下げ、企業に関わるサービスの質と効率を向上させ、ビジネス環境の長期的効果を最適化するために6つの方面から20条の具体的な措置を提起
10 2020年12月	外商投資安全審査弁法(2021年1月18日より施行)	軍事産業や国家安全に関わる重要農産品、重要インフラ、重要技術などに対する外商投資(外国投資家の直接または間接の投資)について、事前の申告を義務付けるもの
11 2021年2月	新しい完成構造の構築を促す外資安定の事業に関する通知	高水準の対外開放の拡大、開放プラットフォームのレベル向上、産業チェーンの企業誘致力強化、外商投資サービス保障システムの完備、行政サービスの簡素化改革などへの注力などを明記
12 2021年8月	“十四五”商務発展計画	外商投資環境を最適化する面で企業誘致と資金導入の効果を高めることや国家レベルの経済技術開発区を革新的に向上させる面で企業誘致の資金導入方式などを革新的に最適化することなどを提起
13 2021年10月	“十四五”外資利用発展計画	外資誘致・利用への更なる注力や電信、インターネット、教育、文化、医療などの分野の開放推進、外国投資サービスの全面的最適化、外国投資の促進と及び外資の市場アクセス制限緩和と外資利用の産業構造の最適化
14 2022年11月	外資系企業の投資奨励リスト2022年版(2023年1月1日施行)	全国版と中西部地域版に分けられ、2020年版と比べ計239項目の新規追加と167項目の改定。製造業を外資系企業の投資の重点とし、産業チェーンやサプライチェーンのレベルアップのための製品生産の奨励などを明記
15 2023年2月	外資の研究開発拠点設立に対する奨励措置	外資研究開発センターを中国の科学技術イノベーションシステムの重要構成部分とし、①イノベーション支援、②R&Dの利便性向上、③海外人材誘致奨励、④知財保護水準の向上を中央・地方政府各部門が行うべき負担
16 2023年6月	中華人民共和国対外関係弁法	「質の高い」対外開放を掲げ、外資系企業の投資推進・保護を積極的に法に基づき行うことや対外投資などの対外協力の奨励、「一帯一路」の共同建設と質の高い発展の促進などを明記(第26条)

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策と法令を対象とし、すべてを含むものではない。

図表14 中国の対外直接投資の地域別フロー推移(2007~2021年)

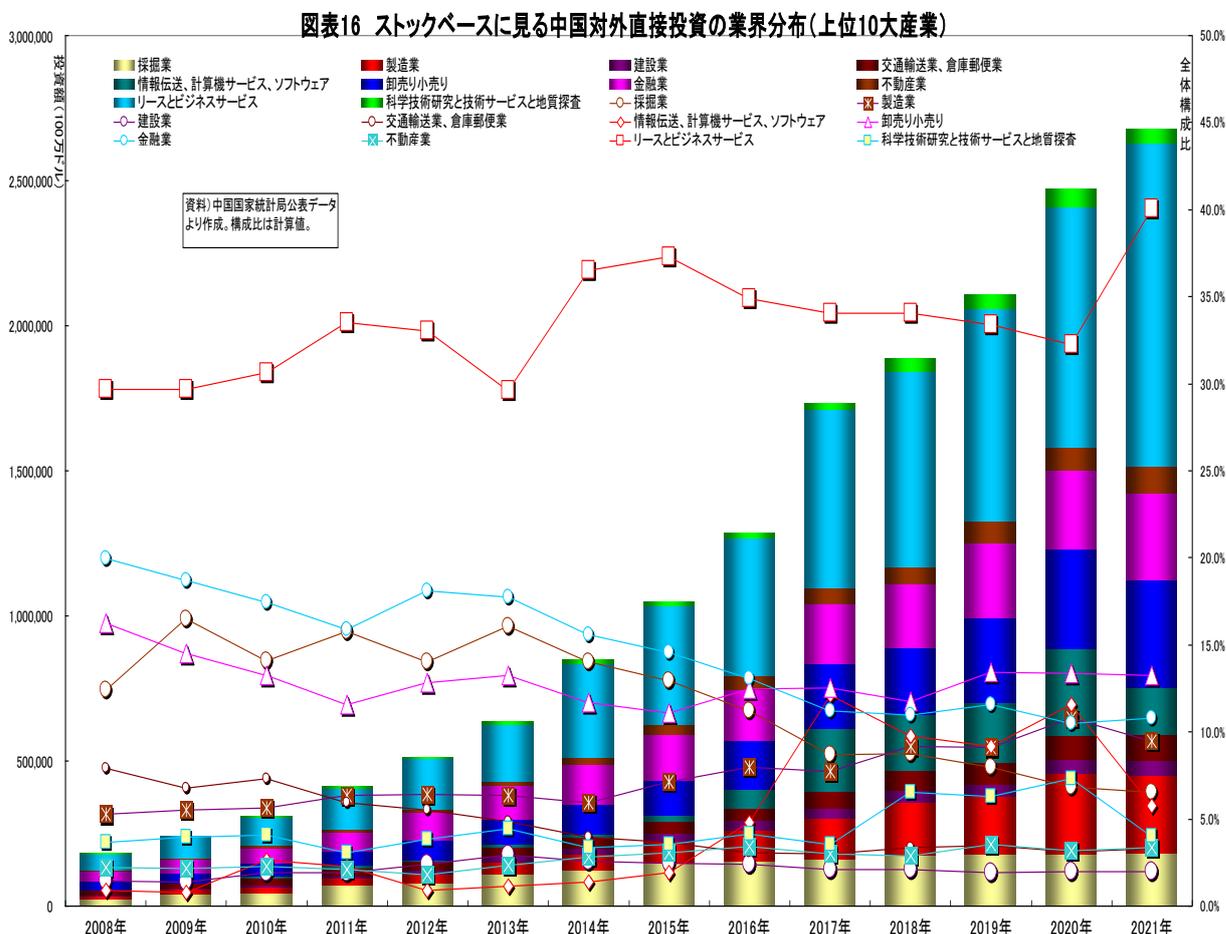
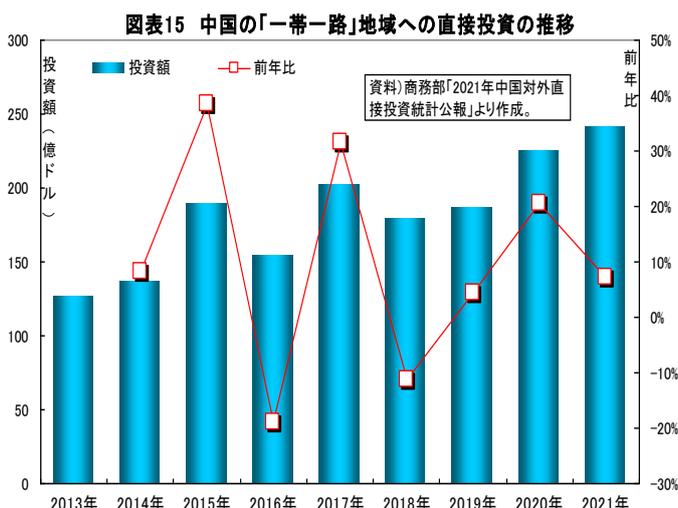


が多いが、図表 15 に見るように、2013 年から 2021 年まで明確な規模拡大を続けている状況である。「一帯一路」沿線だけでも 65 か国が含まれるのでその意味でも中国の ODI が世界の幅広い地域に及んでおり、カバー率は 95%以上と報告される（中国商務部）。

図表 16 は中国 ODI の上位 10 大産業別の投資額の推移を示しているが、最大のリースとビジネスサービス業が 30%（2021 年は 40%）を占めており、その次に卸売・小売業（13%）で、金融業は第 3 位で近年約 10%のシェアで推移しているが、2013 年までは 20%に近い

比率を占めていた。第 4 位は製造業で 10%未満のシェア、第 5 位は採掘業で 6%のシェアで 2013 年以前と比べて大きくシェア低下した。また第 6 位の情報伝送・コンピューターサービス・ソフトウェアは 2020 年の 12%から 2021 年の 6%未満に大きく低減した。その次にある交通運輸・倉庫郵便業や建設業の投資額シェアが比較的小さいが、金融、採掘、情報伝達関連と比べて安定的に伸びていることが特徴であり、また、科学研究と技術サービスも 2020 年まで順調に拡大してきたが、2021 年に減少に転じた。

このように、中国の ODI は外国の外資政策に影響されるだけでなく、中国政府の奨励・管理策やガ



イドラインなど（図表 17）にも強く左右されるものであるが、中国の優位産業や技術がボトルネックとなっている産業、鉱物資源などへの投資が奨励されるほか、近年では特にカーボンニュートラル関連やグリーン、デジタル分野の対外投資が促進されている。これらの分野は米欧などの対中技術競争とサプライチェーン戦略などにそぐわないことも懸念される。

若干の重複になるが、2021年の中国 ODI の主要地域への展開状況は図表 18 の分布表でフロー、ストック両ベースで捉えられるが、アセアンや EU、米国が主な地域になっているのでここで図表 19～21 の 3 図表によってその産業分布を含めて 2021 年のフローとストックの規模を概観しよう。

図表17 中国の対外直接投資促進・管理政策の展開動向

No.	時間(年月)	公布部門	政策の名称
1	2009年1月	商務部	国外投資管理弁法
2	2010年10月	商務部	サービス・アウトソーシング企業による海外企業買収に関する奨励・支援の若干意見
3	2012年5月	商務部ほか	国外の中国企業文化建設に関する若干意見
4	2012年7月	発展改革委	“十二五”外資利用と国外投資計画
5	2012年10月	保険監督管理委	保険資金の海外投資管理暫定弁法実施細則
6	2012年10月	商務部	中国企業・機関の対外投資合作経営行為に関する通知
7	2012年11月	外貨管理局	直接投資に関する外国為替管理の簡素化通知
8	2012年12月	商務部	対外投資合作国・地区別ガイドライン
9	2013年2月	商務部・環境保護部	対外投資合作環境保護ガイドライン
10	2013年3月	商務部	対外投資合作分野の競争行為規範規定
11	2013年4月	商務部	“走出去”情報送達業務の強化に関する通知
12	2013年12月	商務部、国家開発銀行	海外経済貿易合作区建設発展を支持する関係問題に関する通知
13	2014年9月	商務部、国家開発銀行	国外投資管理弁法(2009年公布分の改訂)
14	2015年2月	外貨管理局	対外直接投資に関する外国為替管理政策の更なる簡素化と改善の通知
15	2015年3月	発展改革委、外交部、商務部	シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード(「一帯一路」)の共同建設を推進するビジョンとアクション
16	2015年5月	国務院	生産能力・設備製造分野における国際協力の推進に関する意見
17	2015年12月	商務部	対外技術援助プロジェクト管理弁法(試行)
18	2016年12月	国務院	政府確認認可による投資プロジェクト目録の公布に関する通知
19	2017年8月	発展改革委、商務部、人民銀行	国外投資方向の更なる指導と規範化に関する指導意見の通知
20	2017年12月	発展改革委、商務部、人民銀行	民営企業の国外投資経営行為規範
21	2017年12月	発展改革委	企業の国外投資管理弁法
22	2018年1月	商務部、人民銀行、国资委ほか	対外投資届出(核准)報告暫定方法に関する通知
23	2018年4月	発展改革委、財政部ほか	対外投資資金の健全発展の誘導に関する指導意見
24	2020年12月	商務部	対外投資合作国(地域)別指南(各国・地域版あり、随時更新)
25	2021年7月	商務部、外交部	対外投資目的の政策法規提示目録
26	2022年3月	発展改革委	“一帯一路”の共同建設・グリーン発展の推進に関する意見

資料) 中国国政府WEBサイトなどより作成。注) 対象としたのは2009年以降の関連政策であるが、すべてを含むわけではない。

図表19 2021年末の中国対EU直接投資のフロー額とストック額 (万ドル)

業種	フロー金額	構成比(%)	ストック金額	構成比(%)
製造業	369,438	47.0	2,892,392	30.2
採掘業	34,058	4.3	1,913,122	19.9
金融業	111,849	14.3	1,343,168	14.0
リースとビジネスサービス業	46,456	5.9	772,448	8.0
情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業	107,503	13.7	586,858	6.1
不動産業	-791	-0.1	572,662	6.0
卸売と小売業	5,612	0.7	494,155	5.1
電力、ガス、水の生産と供給業	39,512	5.0	263,903	2.8
科学研究と技術サービス業	17,112	2.2	260,122	2.7
交通運輸、倉庫及び郵便業	13,364	1.7	132,039	1.4
宿泊と飲食業	-2,542	-0.3	112,979	1.2
住民サービスとその他サービス業	44,078	5.6	102,074	1.1
文化、体育と娯楽業	64	0.0	58,256	0.6
農林牧漁業	-1,543	-0.2	52,319	0.5
建設業	-213	0	18,854	0.2
その他	1,551	0.2	14,490	0.2
合計	785,508	100.0	9,589,841	100.0

資料) 中国商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2021年度中国対外直接投資公報」より作成。

図表18 2021年中国の主要経済体への直接投資動向

項目	フローベース			ストックベース	
	金額(億ドル)	前年比(%)	構成比(%)	金額(億ドル)	構成比(%)
中国香港	1,011.9	13.5	56.6	15,497	55.7
アセアン	197.3	22.8	11.0	1,403	5.0
EU	78.6	-22.2	4.4	959	3.4
米国	55.8	-7.2	3.1	772	2.8
オーストラリア	19.2	60.3	1.1	344	1.2
合計	1,362.8	11.2	76.2	18,974	68.1

資料) 中国商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2021年度中国対外直接投資統計公報」より作成。

図表20 2021年末の中国対アメリカ直接投資のフロー額とストック額 (万ドル)

業種	フロー金額	構成比(%)	ストック金額	構成比(%)
製造業	178,404	32	2,324,454	30.1
金融業	367,267	66	1,495,439	19.4
リースとビジネスサービス業	4,458	1	848,179	11.0
卸売と小売業	106,001	19	722,039	9.4
採掘業	6,321	1	597,361	7.7
科学研究と技術サービス業	59,037	11	349,910	4.5
文化、体育と娯楽業	7,560	1	343,173	4.4
不動産業	-10,985	-2	304,725	3.9
建設業	2,567	1	208,185	2.7
情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業	-182,895	-33	169,403	2.2
宿泊と飲食業	-2,039	0	91,059	1.2
交通運輸、倉庫及び郵便業	5,482	1	73,159	0.9
電力、ガス、水の生産と供給業	1,843	0	50,316	0.7
農林牧漁業	7,472	1	45,058	0.6
住民サービスとその他サービス業	2,139	0	42,736	0.6
その他	5,801	1	52,039	0.7
合計	558,433	100.0	7,717,235	100.0

資料) 中国商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2021年度中国対外直接投資公報」より作成。

図表21 2021年末の中国対アセアン直接投資のフロー額とストック額 (万ドル)

業種	フロー金額	構成比(%)	ストック金額	構成比(%)
製造業	862,011	43.7	4,176,476	29.8
リースとビジネスサービス業	214,541	10.9	2,244,120	16.0
卸売と小売業	317,309	16.1	2,056,082	14.0
電力、ガス、水の生産と供給業	145,256	7.4	1,417,815	10.1
建設業	58,495	3.0	1,007,559	7.2
金融業	65,005	3.3	763,049	5.4
交通運輸、倉庫及び郵便業	102,699	5.2	644,470	4.6
農林牧漁業	29,869	1.5	527,911	3.8
採掘業	54,083	2.7	406,829	2.9
情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業	40,202	2.0	249,743	1.8
不動産業	-10,039	-0.5	157,835	1.1
住民サービス・修理及びその他サービス業	60,270	3.1	134,310	0.9
科学研究と技術サービス業	22,681	1.1	131,144	0.3
宿泊と飲食業	9,397	0.5	37,682	0.3
水利・環境及び公共施設管理業	10,528	0.5	36,889	0.3
その他	-9,151	-0.5	36,182	0.2
合計	1,973,158	100.0	14,028,094	100.0

資料) 中国商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2021年度中国対外直接投資公報」より作成。

ご覧の通り、3大地域・国とも製造業への投資がストックベースでは最大規模とシェアとなっており、またEUとアセアンへのフローベースでも製造業がトップになっている。また2番目に大きい産業は対EUと対米国は同様に金融業であることがわかるほか、3地域・国へのリース・ビジネスサービスと卸売・小売業分野の投資及び採掘業が上位に上がっており、中国の対外直接投資は技術や資金、資源・市場などの利用と獲得が主な目的であることがわかる。これらは直接また間接的に中国の産業チェーン、サプライチェーンの補強と安定に寄与する。

中国のODIは長い間企業買収(M&A)による形式が大きな割合(図表22)を占めていただけに警戒されることもよく言われていたが、近年はM&A投資が大きく減少してきたため、投資額の減少にもつながっている。今後一帯一路や発展途上国などへのグリーンフィールド投資の拡大が見込まれており、対外投資のバランス改善や高度化が期待される。

4. サプライチェーン競争における中国の優位性と展望(結びに代えて)

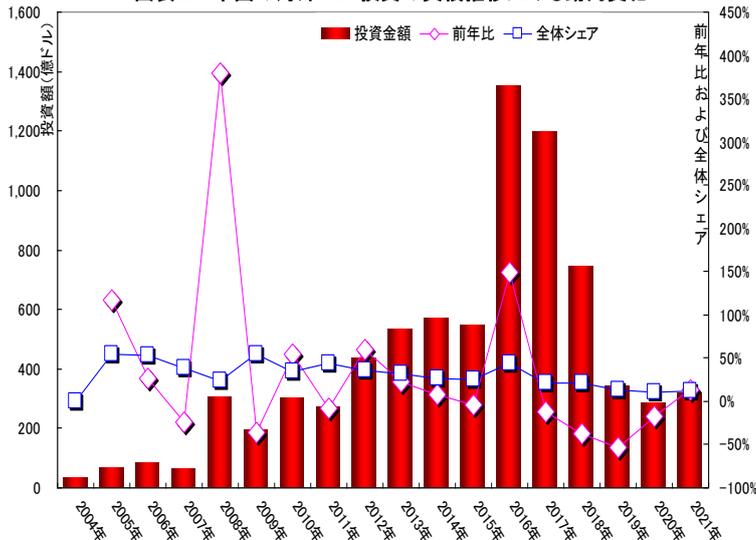
中国はこれまで積極的にFDIを受け入れてきたとともに、活発にODIを行ってきたことで経済・貿易の発展を促進してきただけでなく、自国の中核的な産業チェーン、サプライチェーンの構築と進化を果たしてきた。

地政学リスクの対応やサプライチェーンの強靱化が叫ばれる昨今においても中国は投資先としての優位性は依然失われておらず、対外直接投資の有力なプレーヤーとしての実力もこれまで以上に向上していることも疑いない。

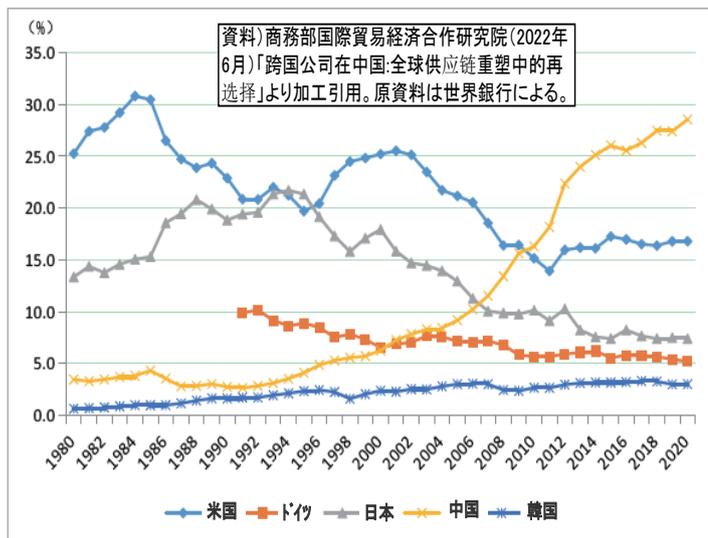
投資先や企業立地としての環境条件を考える場合、中国は製造業をはじめハイテクや戦略的新興産業の発展に多数の有利な条件を備えている地域であることは明らかであろう。

世界主要国の製造業付加価値の世界シェアの長期的推移を見ると、中国は2010年を過ぎてから世界一になり、依然としてシェア拡大の勢いを保っている(図表23)。また近年の中国製造業へのFDI

図表22 中国の対外M&A投資の実績推移にみる動向変化



図表23 中国と主要国の製造業付加価値額の世界シェアの長期的推移

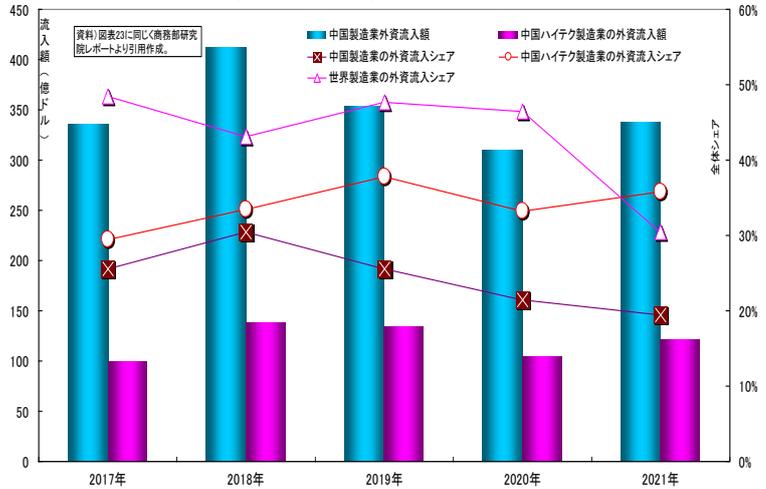


の流入シェアが世界比で低下したものの、ハイテク産業での外資流入シェアがむしろ増加しており、中国の FDI の高度化が進んでいることをうかがわせている（図表 24）。これは直接中国の産業チェーン、サプライチェーンの高度化や強靱化につながる要因でもある。

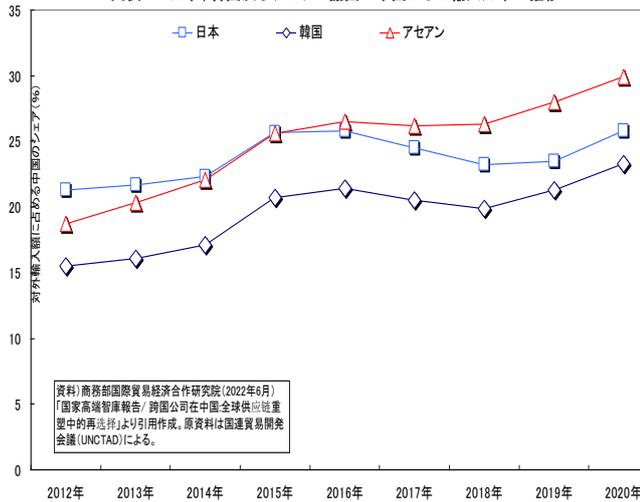
また図表 25 に示されるように、日韓、アセアン諸国の対世界輸入の 20% 以上が中国由来であり、また上昇傾向にあることからアジア域内でも中国がサプライチェーンの中心を担っており、今後もすぐには変わることは考えにくい。

次に、労働賃金水準（図表 26）を見ると、中国は確かに近年明確な上昇がみられている（平均伸び率が諸国比で

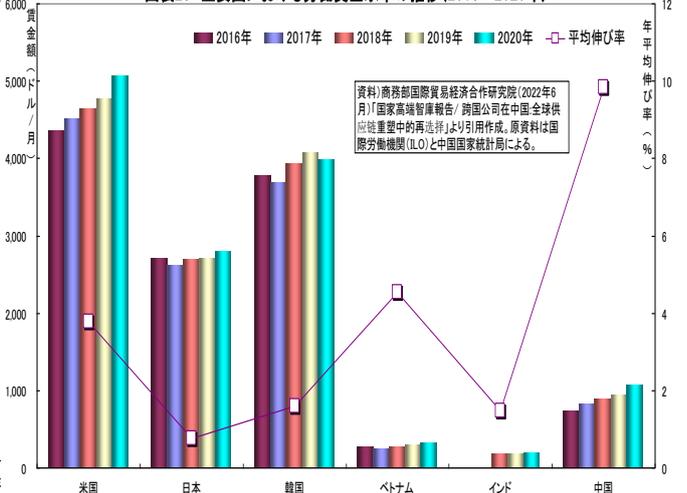
図表 24 中国の製造業及びハイテク製造業への外資流入額と全体シェアの推移



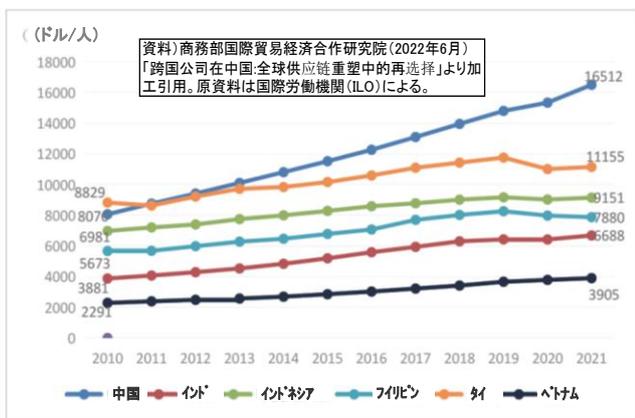
図表 25 日本、韓国及びアセアン諸国の中国からの輸入比率の推移



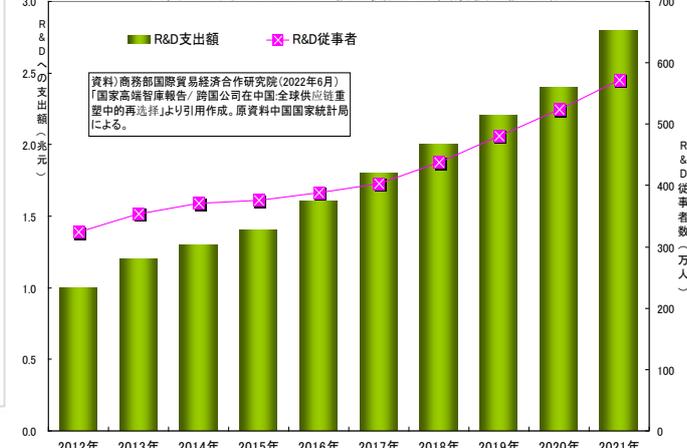
図表 26 主要国における労働賃金水準の推移(2016~2020年)



図表 27 中国とアジア一部国の労働生産性の比較



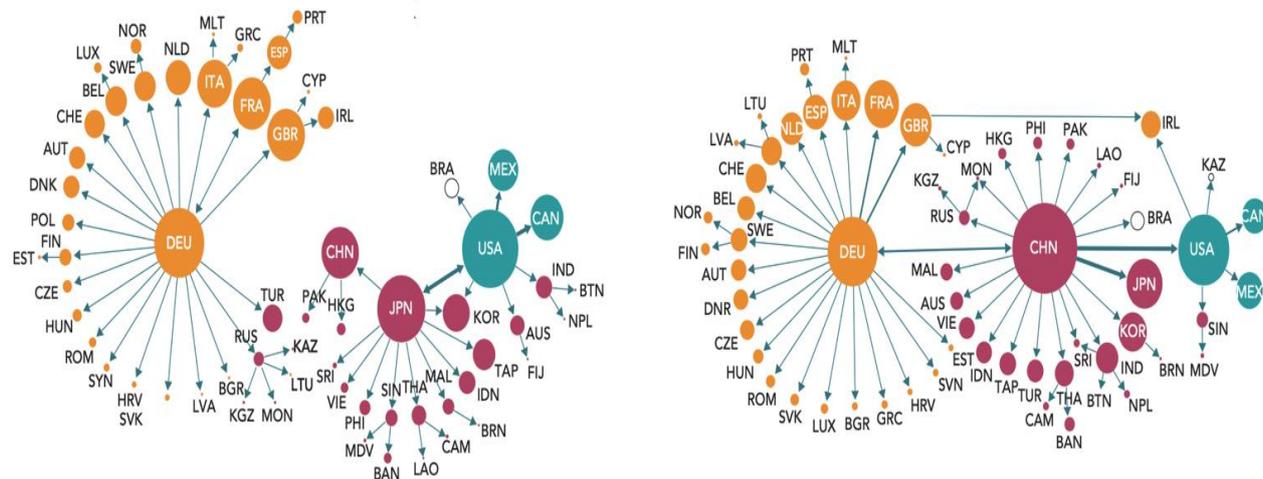
図表 28 中国のR&Dへの投入費用と人員規模の拡大動向



一番高い) ので、労働集約型などの産業にとっては逆風ながら、ハイテク・新興産業の産業にとっては中国の高い労働生産性（図表 27）や急増している R&D 投資と世界一の研究開発従事者数（図表 28）が優位性を発揮すると言えよう。

以上見てきたように、中国の産業の集積、サプライチェーンの充実、技術レベルの高度化は外資企業にとって大きな魅力であり、さらに中国の消費市場は製造業だけでなく多くのサービス業をはじめとする企業を惹きつける。一方、今後更に各国のODIやFDIの交流や住み分けも進展すると思われ、昨今語られる地政学戦略やサプライチェーンの再構築といった観点は企業の戦略にとって極めて重要かつ喫緊の課題であると言える。

図表29 国際貿易に基づくグローバルサプライチェーン(GVC)の変化見取り図(2000年【左図】と2017年【右図】)



資料) WTO "TECHNOLOGICAL INNOVATION, SUPPLY CHAIN TRADE, AND WORKERS IN A GLOBALIZED WORLD" GLOBAL VALUE CHAIN DEVELOPMENT REPORT
https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/gvc_dev_report_2019_e.pdf より引用。

最後に、グローバルサプライチェーンについて WTO が 2000 年と 2017 年を比較したもの(図表 29)を
 ご覧いただきたい。産業チェーンやサプライチェーンにおいて急激に存在感と影響力を増した中国が
 見て取れるが、この中心性や優位性を未来永劫維持できるとは限らないことは、過去の日米が世界の
 サプライチェーン (GVC ともいうが) の中核であったことから想像に難くない。中国にもバドンタ
 ッチの日がいずれ来るかもしれないが、本稿で述べてきた通り、現状の中国は多くの観点から優位性
 を有しており、それには相応の時間を要すると思われる。

以上

標準契約の方式によるデータの域外移転について

– 個人情報域外移転標準契約届出ガイドラインを中心に –

君合法律事務所

中国弁護士 楊錦文

Email: yangjw@junhe.com

TEL: +86-10-8553-7608

【要約】

- 5月30日、中国政府が「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン」を公布し、標準契約による個人情報の適法的な越境移転の手続きなどが明確になった。
- 「ガイドライン」では、標準契約届出の適用範囲、届出方式、届出プロセス等を規定し、かつ届出に必要な各書類のサンプルも提供されている。
- 多くの多国籍企業が利用している一括届出方式については、「標準契約弁法」と「ガイドライン」が明確化していないため、現地のインターネット情報部門との意思疎通が必要。
- 猶予期間を付与しているものの、関連作業は、いずれも比較的長い時間を要することから、企業としては、可及的速やかにデータ域外移転状況の整理、調査、報告書作成、標準契約締結などの作業を展開すべきである。

はじめに

2023年5月30日、即ち「個人情報域外移転標準契約弁法」及び付属文書「個人情報域外移転標準契約」（以下『標準契約弁法』という。）が、正式に発効する2日前に、国家インターネット情報弁護室は、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第1版）」（以下『ガイドライン』という。）を公布した。「ガイドライン」が公布されたことにより、標準契約方式による個人情報の適法的な越境伝送の方法が非常に明確となった。

「ガイドライン」は、標準契約届出の適用範囲、届出方式、届出プロセス、問い合わせ及び、通報時の連絡先等を規定し、かつ付属文書において個人情報域外移転標準契約の届出書類に関する要求（担当者委任状テンプレート、誓約書テンプレート、個人情報保護影響評価報告書テンプレート等を含む。）を提示しており、企業が標準契約によるデータ域外移転を行うにあたり、作業面のガイドラインを提供している。

当職らは、企業の標準契約届出作業を支援する中で直面し、判断が難しい実務問題を踏まえた上で、多国籍企業がどのように標準契約方式によるデータ域外移転を行うべきかを分析する。

1. 標準契約の届出要点早見表

どういった主体が標準契約方式による届出を行うことができるか。

企業は以下の条件に、全て適合する必要がある。

- 非重要情報インフラ運営者である。
- 取り扱う個人情報が100万人に満たない。

<ul style="list-style-type: none"> 前年の1月1日から域外に向けて提供している個人情報累計が10万人に満たない。 前年の1月1日から域外に向けて提供しているセンシティブ個人情報累計が1万人に満たない個人情報取扱者である。 	
どのような状況がデータ域外移転に該当するか	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者（例：企業等の主体）が域内において運営する過程で収集し、発生させる個人情報を域外に伝送、保存する。 個人情報取扱者が収集し、発生させる個人情報が域内に保存されており、域外の機関、組織又は個人が照会、収集、ダウンロード、エクスポートすることができる。 国家インターネット情報弁護室が定めるその他の個人情報域外移転行為。 	
届出機関	所在地の省レベルインターネット情報部門
届出プロセス	書類の提出、書類の審査及び届出結果のフィードバック、補足又は再届出等。
届出期限	標準契約が発効した日から10営業日以内に、所在地の省レベルインターネット情報部門に届け出る。省レベルインターネット情報部門は、書類を受け取ってから15営業日以内に、書類の審査を完了し、且つ届出結果を個人情報取扱者に通知する。
届出結果	<ul style="list-style-type: none"> 届出が合格であった場合、省レベルインターネット情報部門は、個人情報取扱者に対して届出番号を発行する。 届出が不合格であった場合、個人情報取扱者は、届出が成功しなかった旨の通知及び原因を受け取る。書類を補完するよう要求された場合、個人情報取扱者は、書類を補完し、且つ10営業日以内に再び提出しなければならない。
補足又は再届出が必要になる事由	<ul style="list-style-type: none"> 域外に向けて個人情報を提供する目的、範囲、種類、センシティブレベル、方式、保存場所又は域外受領者が個人情報を取り扱う際の用途、方式に変化が発生し、又は個人情報の域外保存期間を延長するとき。 域外受領者が所在する国家、又は地区の個人情報保護政策及び法規に変化が発生する等、個人情報の権益に影響を及ぼす可能性があるとき。 個人情報の権益に影響を及ぼす可能性があるその他の事由。
補足又は再届出時の届出機関	所在地の省レベルインターネット情報部門
補足又は再届出の書類審査機関	15営業日

2. 届出書類リスト

「ガイドライン」は届出に必要な書類を、下記の表の通りに明確化している。そのうち、担当者の委任状、誓約書、個人情報域外移転標準契約、個人情報保護影響評価報告書は、いずれも相応のテンプレートが提供されている。企業は自身のデータ域外移転状況に基づき整理の上、個人情報保護影響評価報告書を作成し、且つ個人情報域外移転標準契約中の付録を記入する（付録1は必須記載内容であり、取扱目的、取扱方式、域外移転させる個人情報の規模、域外移転させる個人情報の種類等の内容が含まれる）。

No.	書類名称	要求
1	統一社会信用コード証明書	コピーに公印を押捺
2	法定代表者の身分証明書	コピーに公印を押捺
3	担当者の身分証明書	コピーに公印を押捺
4	担当者の委任状	原本
5	誓約書	原本
6	個人情報域外移転標準契約	原本
7	個人情報保護影響評価報告書	原本

3. 実務要点及びコンプライアンス面のアドバイス

1. 多国籍企業が、域内に複数の実態を擁する場合の届出方式

比較的好く見られるものとしては、多国籍企業が中国域内の各地に複数の実体を擁するという状況である。実務において、域外の親会社は通常、統一的に購入した情報システムを使用して管理を行う。このような状況下で、複数の実体が各自の所在地において、個別に手続を行わなければならないのか、それとも一社が主導し、一括で届出手続を行うことができるのか、実務において比較的好く見られる問題であり、多くの企業にとって判断が難しい問題でもある。

「ガイドライン」及び当職らが複数地のインターネット情報部門と行った意思疎通の結果を踏まえると、このような状況下において、複数の実体が親会社と子会社の関係であり、又は事業面において管理関係があり、或いは兄弟会社であるが、同様の情報システムを使用し、且つ各社が協力の意思がある場合、親会社又は、そのうちの一社が主導し、標準契約の締結及び届出の主体となり、その他の会社が委任状を発行し、主体となる会社に標準契約の締結及び届出を行う権限を授与することができる（いわゆる「一括届出方式」）。このような状況下において、個人情報保護影響評価報告書は、各社のデータ域外移転状況をカバーする必要がある。多国籍企業の多くは、通常、コストマネジメント等の理由で、この類の方式を採用することを望む。この他、複数の実体が高リスクマネジメント及び責任負担の観点から、各自で現地のインターネット情報部門に届け出したい場合も、現時点におけるコンプライアンス要件には合致する。

「標準契約弁法」と「ガイドライン」は、前述した一括届出方式について明確化していない。各

地のインターネット情報部門の要求に違いが存在する可能性があり、且つ各社の具体的状況が異なることに鑑み、会社の具体的状況及び手続方法について、現地のインターネット情報部門と意思疎通を行うのが望ましい。

II. タイトな届出スケジュールの中、関連作業は早めにスタートする

「標準契約弁法」によると、標準契約が発効することで、初めて個人情報の域外移転活動を展開することができる。即ち、企業が締結する標準契約が発効した後、個人情報を域外移転させることができる。実務において、多国籍企業が中国において設立した外商投資企業の多くは、依然として標準契約を締結しておらず、親会社が統一的に購入した情報システムを使用し、且つサーバーが域外に位置する等が原因で、データが既に域外移転される状態にある。「標準契約弁法」は、是正改善のために6ヶ月の猶予期間を付与している。

猶予期間はあるものの、企業によるデータの域外移転状況の調査、個人情報の保護状況について影響評価を行った上での報告書の作成、法令に適合しない点の是正改善、標準契約の締結、その他の届出書類の準備、届出等の作業は、いずれも比較的長い時間を要することから、実際のところ、6ヶ月という時間は比較的タイトである。また、「ガイドライン」によると、届出結果が不合格となることがあり、その場合は、さらに書類を補完した上で、再び届出を行う必要がある。猶予期間が経過しても、依然として届出手続を完了していない場合、処罰又はデータ域外移転活動の停止を命じられるリスクに直面する可能性がある。企業としては、可及的速やかにデータ域外移転状況の整理、調査、個人情報保護影響評価報告書の作成、標準契約の締結等の作業を展開するのが望ましい。

III. 個人情報保護影響評価報告書の作成要点

「ガイドライン」は、既に個人情報保護影響評価報告書のテンプレートを具体的に提供し、「標準契約弁法」が要求する六つの重点内容を構造化、具体化しており、実際に要求される具体化の程度は、「データ域外移転リスク自己評価報告書（テンプレート）」に類似する。時間という観点から見ると、企業は届出日前の3ヶ月以内に、個人情報保護影響評価作業を完了しなければならない。更に、届出日時時点で、当該評価に重大な変化が発生していないことを誓約する必要がある。当職らが、これまでに企業のデータ域外移転セキュリティ評価申告を支援した際の経験、及びインターネット情報部門と行った意思疎通の結果によると、個人情報保護影響評価報告書は、厳格にテンプレートに従う。且つテンプレートにおいて、要求されている全ての要点を網羅する必要がある。前述した報告書は、会社が自ら草案を作成、又は第三者専門機関に委託して、草案を作成することができるが、草案を作成する前に、会社全体のデータ域外移転状況の整理、調査及び是正改善を行う必要があり、影響評価を行うにあたって、大量の労働力と相応の専門能力が必要となる。このため、実務において多くの場合には、法律事務所等の第三者専門機関に委託して草案を作成している。

おわりに

最近、国内外の多国籍企業がデータ域外移転のコンプライアンス問題によって、数十億人民元の重

罰に処される事案が頻発している。現在、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第1版）」が公布されている上、「個人情報域外移転標準契約弁法」も6月1日に発効している。これは、個人情報の越境に関する中国の法体系がさらに完備されたことを意味している。このほか、「インターネット情報部門行政法執行プロセス規定」も6月1日に発効しており、インターネット情報部門による行政罰の実施等の行政法執行に関する法執行面の根拠、及び法執行プロセスも既に完備されている。

データを域外移転させる企業にとってみれば、データ域外移転セキュリティ評価申告、個人情報域外移転標準契約の届出等の方式を通じて、データの域外移転を適法化することは、企業の強制的義務である。企業としては、日常的経営活動の中で、個人情報の域外移転に関するコンプライアンスリスクを積極的に防止し、且つ自身の事業形態、及び個人情報域外移転面のニーズを踏まえた上で、個人情報の域外移転方式を適切に選択することが望ましいと当職らは思料する。標準契約の届出という観点から見ると、6ヶ月の猶予期間があるものの、前述した通り、時間的に非常にタイトであることから、企業としては、可及的速やかに関連する作業を展開し、法令に適合することを前提とする個人情報の越境流通を実現し、訴訟又は行政罰によって事業の正常な展開に甚大な影響が及ぶことを防止することが望ましい。

以上

君合法律事務所

1989年に北京で誕生した中国初のパートナーシップ制法律事務所の一つ。現在では、国内外に12拠点のオフィスを構え、320名余りのパートナー及びカウンセラー、750名余りのアソシエイト及びトランスレーターから成る1070名を超えるプロフェッショナル集団に成長しており、国内外において高い知名度と評判を有する大型総合法律事務所の一つとして誇る。

提供する法律サービスは、コーポレート及びM&A、資本市場、コンプライアンス・情報保護、知的財産権、独占禁止法、税務、労働法、国際貿易、商事仲裁訴訟等多岐の分野でトップクラスの能力を発揮し、十数年連続してAsian Legal Business、Chambersなど業界専門誌から称賛を得ている。

パートナー 楊錦文

君合の北京ヘッドオフィスに勤務。北京大学の法科大学院を修了し、執務期間は20年近くに及ぶ。総合商社・双日株式会社の東京本社において、中国法のリーガルアドバイザーを4年務め、同社グループ傘下の100社近くに及ぶ中国現地子会社の投資、M&A及び投資後の運営における法的事務を全面的に担当した。主な取扱分野はプライバシー保護、サイバーセキュリティ及びデータのコンプライアンス、会社投資、M&A、企業再編、腐敗防止調査、独占禁止調査及び申告等。



ここ数年においては、サイバーセキュリティ及び情報法、並びに企業DXに注力しており、若干数の域内外クライアントが、サイバーセキュリティ及びデータのコンプライアンスに関する制度を策定し、プライバシーポリシーとユーザーポリシーを策定し、データコンプライアンス監査、サイバーセキュリティ審査を行い、データ商用利用コンプライアンス案を策定し、かつデータ域外移転セキュリティ評価等のクロスボーダー移転事務を取り扱うのを支援している。現在、工業情報化部の国家工業情報セキュリティ発展研究センター等の政府部門及び大手政府系事業組織の顧問弁護士を務める。国家サイバースペースセキュリティ協会が策定する「投融资活動データコンプライアンス評価ガイドライン」の団体標準の草案作成者、中国中小企業協会が策定する「中小企業コンプライアンス評価認証標準」の団体標準の草案作成者、中国インターネット金融協会の専門家メンバーを務める。国際的に著名なリーガルメディアである「Asian Legal Business」が発表した中国内地の「クライアントが選ぶ弁護士トップ20」ランキングに、2020年から2年連続でランクインした。

発表した中国内地の「クライアントが選ぶ弁護士トップ20」ランキングに、2020年から2年連続でランクインした。

中国における事業再編の法的実務及び留意点

立動法律事務所

中国弁護士 章 啓龍；郭 望

Email: zhangqilong@ridra-law.com

T E L: +86-139-1131-6187

【 要約 】

- 中国市場で競争力低下や利益減少により、ビジネスの再考を始めている日系企業は少なくない。
- 2020年1月1日に施行された「外商投資法」により、事業再編に関する手続が大きく変更され、適切な法的手法の活用が重要。
- 事業再編を検討する際、持分譲渡、会社の合併・分割、解散清算などの手法があるが、実務上、日系現地法人の再編事例では、持分譲渡および解散清算がよく利用されている。
- 各々の手法におけるメリットとデメリットを比較衡量のうえ、個々の具体的な状況や目的に沿って、選択する必要がある。

市場開放以降、地理的メリット、安価な人件費を背景に、中国は長く、多くの日本企業にとって魅力的な土地であった。しかし、過去三年に渡る COVID-19 感染症と米中対立のダブルパンチにより、急成長を続けていた中国市場にも陰りが見え始め、折からの中国国内の労働力コストの上昇もあり、日本企業としても、中国ビジネスのあり方について見直しを迫られている。現に、日系企業の中には、中国市場での競争力低下や利益の減少を理由にリストラや事業縮小を検討しているところも少なくない。

ところが、2020年1月1日の「外商投資法」の施行により、外商投資企業の事業再編に関わる手続には大きな変化が生じており、事業再編を検討する場合、法的手法を適切に活用することが重要といえよう。そこで本稿では、最近の中国における事業再編でよく使われている法的手法に関する実務及び留意点について解説する。

1. 中国における事業再編の概要

日系企業が、中国における事業再編の手段として採用するものとしては、持分譲渡、会社の合併・分割、解散清算などが挙げられる。このうちいずれを選択するかは、企業の目的や戦略に応じて決定されるものではあるが、実務では概ね、下表のようにまとめられる。

事業再編の目的	主な事業再編の手法								
	持分譲渡	合併分割	会社移転	解散清算	M & A	資産譲渡	増資	減資	部門統合
事業の拡大		●			●		●		
事業の縮小	●	●		●		●		●	●
事業の統合、経営の効率化	●	●		●	●		●		●
人件費等コストの削減			●						●
財務状況の改善						●	●		
市場・顧客・サプライチェーンへのアプローチ		●	●						
本社の資金不足の解消	●			●				●	
撤退・閉鎖	●			●		●		●	

以下では、日系企業において選択されることが多い事業再編の代表的な手法を紹介する。

2. 事業縮小または撤退のための「持分譲渡」

1. 日系企業における持分譲渡の手続

2020年1月1日に「外商投資法」が施行され、これにより「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」（いわゆる「外資三法」）が撤廃された。外資三法下では、外商投資企業の持分譲渡には事前の商務部門による審査が必要とされていたが、外商投資法及び関連法令の施行により、外商投資ネガティブリストに該当するか否かを問わず、原則として撤退のための持分譲渡に対する事前審査は不要となった。すなわち、株主変更登記時に、企業登記システムを通じて報告をすれば良い、ということである。

中国において、外商投資企業が持分譲渡を行う場合、概ね以下の手順に従って進める必要がある。

NO.	手続の概要	手続の担当者・管理部門	所要期間
①	基本合意書(MOU)と秘密保持契約書の締結	持分譲渡の当事者	協議次第
②	法務・財務等のデューデリジェンスの実施	委託された外部専門家	15日～3ヵ月
③	持分譲渡契約についての交渉、締結	持分譲渡の当事者	協議次第
④	出資者の変更登記手続と変更届け	市場監督管理部門 (市場監督管理部門が変更登記を実行した後、関連情報が自動的に商務部門まで転送)	3営業日～ 10営業日
⑤	持分譲渡に関する所得税の納付 (現地法人が源泉徴収)	税務管理部門	15日～1ヵ月
⑥	現地法人による外貨登記の変更手続	銀行	3営業日～ 10営業日
⑦	持分譲渡代金の海外への送金	銀行	1営業日～ 3営業日
⑧	その他、各関係政府部門での登記変更手続	税務、外貨、税関などの管理部門	約1ヵ月

II. 合併相手が持分譲渡に同意しない場合の対応

中国において、合併会社の持分を合併相手以外の第三者に譲渡することを、合併相手が同意せず、デッドロック状態に陥るケースが少なからず見受けられる。このような事態が生じた際の対応策について、外商投資法の施行前後で関連規定が異なるため、下記のとおり比較検討する。

比較項目	持分譲渡に関する規定	
	外商投資法の施行前	外商投資法の施行後 ^{※1}
他の合併当事者の同条件での優先買取権	あり	あり
他の合併当事者の同意の要否及び同意しない場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 他の合併当事者の同意を得なければならない。 ▶ 上記規則に違反した場合、その譲渡は無効である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 書面によりその他の株主の同意を求める必要があり、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。 ▶ その他の株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。 ▶ その他の株主の半数以上が同意しない場合、同意しなかった株主がかかる持分を買い取らなければならない。
合併相手が同意しないときの対応策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 他の合併当事者が同意しない場合、デッドロック状態に陥る。 ▶ 合併相手に対して、持分譲渡の理由や利益、条件などについて説明し、合意に至るための解決策を模索する。 ▶ 合意に至らない場合、仲裁や訴訟といった法的手段を利用し、会社を強制解散させるなど検討することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記のようなデッドロック状態を回避できる。合併契約や定款においては、このような規定を踏襲することが考えられる。 ▶ 他の合併当事者が同意しない場合、上記規定に基づき、仲裁や訴訟を提起し、強制的に譲渡を実行させることができる。

3. 業績不振に伴う操業停止・休業

I. 操業停止・休業に関わる行政手続

中国においても、原則として企業はその経営状況などに基づき、自主的に操業停止や休業を決

※1. 外国投資企業は、外商投資法の施行後の5年間（2024年12月31日まで、いわゆる「過渡期」）において、元の企業組織形態や組織機構などを維持することができる。現在、「外資三法」に基づいて、作成した合併契約や定款が利用され、外商投資法及び会社法の定めに従って、見直しをしていない企業が存在する。これらの企業について、外商投資法の施行後に行われる持分譲渡と言えども、実際外商投資法の施行前の取り扱い方法に照らして、対策を立てる必要がある。

定する権限を有している。法令上も、企業の操業停止や休業について事前に行うべき行政許認可手続などは規定されていない。

もっとも、企業が操業停止や休業を行う場合には、以下のような届出手続が必要となる場合がある^{※2}。

① 会社登記管理部門への休業届出

2022年3月1日より施行された「中国市場主体登記管理条例」において、休業届出制度が設けられ、一定の原因により経営に困難が生じた組織は、一定期間、自主的に休業することが認められた。また、休業届出の手続や休業期間、経営再開条件等については、「中国市場主体登記管理条例実施細則」や一部地方法令において具体的に規定されており、その概要は以下のとおりである。

休業に関する事項	関連規定の概要
届出を実施するタイミング	休業実施前
休業できる最大の回数	制限なし
休業の最長期間	累計3年以内
経営再開とみなされる事由	(ア) 自主的に経営活動の再開を決定した場合 (イ) 実際に経営活動を行った場合 (ウ) 休業期間が累計で3年間を経過した場合 (エ) 届出された休業期間が満了した場合 ※上記(ア)、(イ)の場合は、30日以内に企業信用情報開示システムにて企業の「休業」状態を終了させる必要がある。

② 生産型企业による安全届出

生産型企业の操業停止・再開期間中の安全管理を強化し、事故の発生を防止するため、地方政府によって、操業停止または再開の前に、操業停止・再開に関する計画や安全管理措置などについて安全管理部門までの届出が義務付けられている。また、生産型企业の業種や製品、危険性等によっては、安全届出の手続や操業再開の条件などについて特別な規定が設けられている場合もあるので、配慮が必要である。具体的な手続は、企業所在地の地方法令や主管安全管理部門まで確認いただくことが望まれる。

II. 従業員の自宅待機の留意点

企業が操業停止・休業により、従業員を自宅待機させる場合について、労働管理部門の承認取得や届出等の手続は、特に規定されていない。しかし、実務上、以下の点について留意する必要がある。

※2. 地方法令によって、労働管理部門への報告が必要とされる場合もある。例えば、蘇州市の「蘇州市使用者労働雇用重大事項報告制度」によれば、企業が操業停止する場合、速やかに主管労働管理部門に書面報告を提出しなければならないと規定されている。そのため、実務上、会社所在地の地方法令及びその運用状況について事前に確認する必要がある点に留意する必要がある。

① 従業員への事前説明

自宅待機させることは「労働契約法」に定められた従業員の利益に関わる重大事項であるため、従業員大会または全従業員に企業側の経営状況や操業停止の理由などを説明し、従業員側の意見を聴取し、議論を経た上で、操業停止・休業の計画やその期間中の待遇などを説明する必要がある。

② 自宅待機期間中の給与の支給

自宅待機期間中、従業員に支払うべき給与については、以下のとおり基準が定められている。

自宅待機期間	支払うべき給与の基準
一給与支払い期間内 (例えば、月給制の場合は30日である。)	労働契約に約定した通常の賃金
一給与支払い期間を超過した期間	<ul style="list-style-type: none">■ 仕事を手配した場合：労使双方が新たに約定する基準で支給(現地の最低賃金を下回ってはならない。)■ 仕事を手配していない場合：一般的に、地方政府が定めた基準を下回らない基本生活費(例：北京市の場合は最低賃金水準の7割となる)を支給し、社会保険も納め続ける必要がある

③ 労働契約の管理

自宅待機の期間が長期に及ぶ場合、従業員のうち、期限の定めのある労働契約を締結している者については、順次期限を迎えることとなる。当該労働契約を更新するかは、企業の操業再開の計画や従業員のパフォーマンス、経済情勢などを総合的に事前に検討し、適切な対応方針を策定する必要があるだろう。また、自宅待機との扱いはあくまで、業容の不芳による措置であり、特定の個人に対する処罰の手段として使用することはできないことについて、ご理解いただきたいと考える。

4. 解散清算による撤退

I. 解散清算の手続きの全体の流れ

上記2. I. の記述どおり、2020年1月1日より施行の外商投資法により、「外資三法」が撤廃され、外商投資企業の解散清算については、主に「会社法」及びその関連規定に基づき手続を行うことになった。外商投資ネガティブリストに該当する企業や法により事前審査認可が必要とされている業種の企業等は、解散について関連主管部門の事前審査認可を受ける必要があるものの、これに該当しない多くのケースでは、原則として事前の審査認可は不要である。

中国において、外商投資企業の解散清算を行う場合、概ね以下の手順に従って進める必要がある。

NO.	手続の概要	手続の担当者・管理部門	タイミング
①	解散・清算に関する決議	株主会・董事会	—
②	清算委員会の設立	清算委員会は以下の者で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 有限会社の場合：株主 ➤ 株式会社の場合：董事又は株主会により確定された者 	上記①から 15 日以内
③	イ) 清算委員会構成員及び責任者の名簿を会社登記期間に届出 ロ) 債権者への通知 ハ) 新聞での公告	清算委員会	左記のイ) とロ) は上記②から 10 日以内。ハ) は②から 60 日以内
④	債権の届出	債権者	上記③のロ) から 30 日以内、またはハ) から 45 日以内
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財産の整理・処分 ✓ 清算案の策定 ✓ 最高権力機関による清算案への承認 	清算委員会、会社最高権力機関	—
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 債務への弁済(完済できない場合、破産清算になる可能性がある。) ✓ 残余財産の分配 	清算委員会	—
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 清算報告書の作成 ✓ 最高権力機関による清算報告書への確認 	清算委員会、会社最高権力機関	—
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 工商登記の抹消、各登記書の抹消 ✓ 新聞での会社終了の公告 	会社登記機関等	上記⑦から 30 日以内

II. 解散清算と持分譲渡との比較

実務上、日系現地法人の再編事例では、持分譲渡および解散清算がよく利用されている。以下に、それぞれのメリットとデメリットを纏めて説明する。これらメリット・デメリットを比較衡量の上、個々の具体的な状況や目的に沿って、選択する必要があるだろう。

	持分譲渡	解散清算
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 迅速な撤退: 変更登記手続は短期間で完成できるため、譲渡先との条件の交渉がうまく進められれば、迅速に撤退することができる。 ✓ 資産価値の最大化: 適切な持分譲渡先が存在すれば、資産価値が向上する可能性もある。 ✓ 取引先や従業員との契約関係の処理がシンプル: 会社が存続するため、取引先や従業員との契約関係を継続させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自ら決定のうえ実施可能: 持分譲渡のように、譲渡先により左右されることはなく、自らの判断で決定のうえ進めることが可能。 ✓ 債務整理可能: 解散清算によって会社の債務を整理し、債権者との交渉や債務の処理を通じて、債務の支払いを適切に行うことができる。 ✓ 責任の終了: 解散清算により、会社が終了し、法的な責任や義務から解放されることができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 譲渡先の存在が大前提: <u>適切な譲渡先が存在しなければ、他の撤退手段を検討するほかない。</u> ✓ 譲渡条件の交渉が長期化するリスク: 契約条件の交渉から合意に至るまでに時間と労力がかかるケースがある。 ✓ 譲渡先の違約リスク: 譲渡契約締結されたとしても、譲渡先が諸事情により契約を履行しないリスクがある。 ✓ 従業員から抵抗される可能性: 譲渡先に対する不信により、従業員から持分譲渡前に過去の勤続年数に対する経済補償金の先払いを求め、それに応じない場合は持分譲渡前に買手より行われるデューデリジェンスへの抵抗やストライキが起こる可能性がある ✓ 責任の継続: 譲渡後は譲渡先が会社の経営と責任を引き継ぐものの、一般的には、譲渡契約の表明保証条項に基づき、一定の期間内に賠償責任を負う可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手続と時間の負担: 清算委員会の設立や債権者への通知、資産の処理などに、コスト、時間、労力を要する。 ✓ 資産価値の低下: 解散清算では、資産について売却や処分により現金化することが求められるが、足もとを見られ、時間も限られている中、市場価値より安価での売却を強いられる可能性がある。 ✓ 従業員との労働関係の処理が必要: 円満に労働契約を終了させるため、法定経済補償金に加え、一定額の上乗せが必要となるケースが殆どである。

以上

立動法律事務所 中国弁護士、章 啓龍（ショウ・ケイリュウ）

- 2018年7月－現在 立動法律事務所 代表弁護士
- 2012年4月－2018年7月 北京天達共和法律事務所 パートナー弁護士
- 2006年12月－2012年3月 北京市大地法律事務所 弁護士
- 1999年7月－2006年12月 三菱東京UFJ銀行北京支店法人営業部



日系金融機関で培ったビジネス感覚と、弁護士・税理士という二つの資格に裏打ちされた豊富な知識とノウハウを用い、法律のみならず、外為管理、国際ビジネス、取引の財務効果及びタックス・プランニングなど多岐に渡るサジェスチョンをワンストップで提供。

弁護士として、多種多様な法務案件に関与。その確かな提案力と問題解決能力により、日系企業から高い評価を獲得するとともに、各種セミナーにおける講師活動や執筆活動等を通じて、多くの日系企業の対中ビジネスの発展に貢献している。

立動法律事務所 中国弁護士、郭 望（カク・ポウ）

- 2023年06月－現在 立動法律事務所 パートナー弁護士
- 2012年12月－2023年06月 西村あさひ法律事務所（東京） 弁護士（中国資格）
- 2010年05月－2012年12月 北京市大地法律事務所 弁護士
- 2009年04月－2010年04月 北京市世澤法律事務所 弁護士



日本／中国の法律事務所で培った豊富な経験を活かし、クライアントのニーズに合わせた効果的なリーガルサービスを提供。

M&A、企業労務管理、コンプライアンス、独占禁止・不正競争、データ・個人情報保護など幅広い業務に対応できる豊富な経験を有する。

(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 5 月号(2023/5/8) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0163-XF-0105.pdf 23 年 6 月号(2023/6/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0164-XF-0105.pdf 23 年 7 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	1~3 月の中国経済はサービス消費主導で回復(2023/4/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as-230426.pdf 中国は追加の景気刺激策に慎重姿勢(2023/5/12) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as230512.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf Vol.121(2023/3/23) 米中展望~米国のねじれ議会と習近平政権 3 期目を踏まえて~ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 661 号(2023/4/27) 今年のエネルギー活動に向けた指導意見の公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0714-XF-0105.pdf 第 662 号(2023/5/12) 炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル標準体系の整備の指南 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0715-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 134 号(2023/5/16) 景気回復の持続性に疑問符 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0134-XF-0105.pdf 第 135 号(2023/6/16) 成長率は加速も消費者マインドはなお慎重 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0135-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/5/22) 23 年 4 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0080-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/6/20) 23 年 5 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0081-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大廈22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大廈11階
TEL:86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。